

令和8年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和8年6月16日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	金 澤 雅 哉	2 番	高 橋 美千子
3 番	戸 村 ひとみ	4 番	常世田 正 樹
5 番	伊 藤 春 美	6 番	伊 場 哲 也
7 番	平 山 清 海	8 番	崎 山 華 英
9 番	永 井 孝 佳	10 番	井 田 孝
11 番	島 田 恒	13 番	遠 藤 保 明
14 番	宮 内 保	15 番	飯 嶋 正 利
16 番	宮 澤 芳 雄	17 番	伊 藤 房 代
18 番	木 内 欽 市	19 番	松 木 源太郎

欠席議員（1名）

12 番 片 桐 文 夫

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	大八木 利 武	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	崎 山 博 之	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 育 て 支 援 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	椎 名 実
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 長	杉 山 かおる	商工観光課長	加 瀬 弓 子
農 水 産 課 長	金 杉 高 春	建 設 課 長	林 一 美
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	宮 内 和 美
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	佐 野 唯 生
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	森 田 貴 久
農 業 委 員 会 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	飯 笹 浩 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（宮内 保） 通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（9番 永井孝佳 登壇）

○9番（永井孝佳） 議席番号9番、旭市大好き中年議員、永井です。本日は、まだ持病が完治しておらず、ちょっとお見苦しい姿をお見せするかもしれませんが、温かく見守っていただけると幸いです。

本日質問いたしますのは、3項目です。

1項目め、公民連携について。

公民連携ってよく聞くんですけども、いまいちぴんどこないと思うんですよね。よくPPPとかPFIとか横文字を使われるとちょっと分かんないですけども、調べてみると、パブリック・プライベート・パートナーシップ、漢字そのままですよ、公と民間と一緒にやるみたいな。PFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、プライベートは民間、個人とかですね。民間がファイナンス、資金、イニシアチブ、率先的にやるとかアイデアを自ら出すとかそんな意味だと捉えております。この事業の場合ですと、公共施設等の建設、維持管理、運営等民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことを公民連携といいます。

そこで、本年度4月、市長からもありましたけれども、企画政策課内に公民連携デスクなるものが設置されました。そこで、その設置目的と概要をまず教えていただきたいと思います。

2点目です。育英資金の給付について質問いたします。

簡単に言うと、経済的な理由がある家庭に支援しましょうという事業なんですけれども、今年度からちょっと給付の条件が変わったようですので、概要と目的、こちらをお伺いしたいと思います。

3点目、開放学校についてです。

この事業は、学校の体育館とかグラウンドとか、あと武道館とか、学校が利用していないときに地域にも活用してもらおうという制度です。

先日、複数の児童の保護者から、何で子どもからも利用料を取るのという質問を受けました。金額的には微々たるものなんですね、1時間100円とか。団体に借りますので本当微々たるものなんですけれども、子どもの活動にまで受益者負担を求めることが納得できないという趣旨のご意見でした。

私自身も、旭市は子育て支援にとっても積極的な自治体だと思っていますので、そういうふうに思われるのはちょっと心外だなと思って、そんな微々たるお金だったら取らなくてもいいのになと思ってしまいました。

そこで、まず開放学校、施設の利用条件についてお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな1項目め、公民連携について、公民連携デスクの設置目的と概要について回答いたします。

人口減少やデジタル技術の進化など社会情勢が大きく変化する中、行政のみで複雑化・多様化する地域課題や市民のライフスタイルの変化に的確に対応していくことは困難になりつつあります。そのため、民間企業や大学など多様な主体との連携により、行政や地域が抱える課題の解決に取り組む公民連携は重要になってくるものと認識しております。

公民連携デスクは、地域の課題解決や地域活性化、市民サービスの向上などに資する民間からの提案・相談を一元的に受け付け、庁内の関係部署との調整を行うとともに、提案の具体化や実現に向けた伴走支援を行う窓口として設置したものととなります。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、2項目め、育英資金の給付について、給付の概要と目的ということで回答申し上げます。

本制度は、経済的理由により修学が困難な学生に対しまして返還義務のない育英資金を給付することで、将来、旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的としております。

高校及び大学や専門学校等の学生を対象とし、一定以上の学力を有し、経済的理由で修学が困難な学生へ、高校生は県立高校の授業料の額である月額9,900円、大学生等は国立大学授業料の3分の1以内で規則で定める月額1万4,400円を支給するものでございます。

本制度を将来にわたり持続可能な制度として維持していくため、近年の国や県の支援の動向を踏まえまして、本年度より制度の見直しを行ったところでございます。

主な見直し点は2点ございます。

1点目は、国や県による高校授業料無償化が令和8年度からは収入要件なく実施されることから、本事業の高校生の募集を休止したこと。

2点目は、大学等の高等教育段階においても国による授業料等免除と給付型奨学金支援が拡充される中で、支援の重複等を避ける観点から支給対象の見直しを行ったところでございます。

今後も、経済的理由で就学支援を必要とする学生が、国・県または市のいずれかの公的支援の機会が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 私からは、質問項目3項目め、開放学校について、まず利用条件ということについてお答えいたします。

現在、市内小・中学校の体育施設につきましては、法令等に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーション活動に供するため、議員も冒頭おっしゃいましたとおり、教育活動に支障のない範囲において開放しているところでございます。

利用条件につきましては、旭市内に在住・在勤・在学で組織された10名以上の団体で教育委員会に登録し、かつ団体の会員がスポーツ安全保険に加入するものとしてございます。

施設自体の利用料金の設定はございませんが、照明設備を使用した際は電気料の実費相当額として照明電気料を納めていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。

では、公民連携のほうから再質問いたします。

公民連携デスク、相談を受け付ける窓口機能、あとは相談を調整したり提案の実現に向けて協力する伴走機能、あとは情報を共有化する共有化機能、この3点が主な公民連携デスクの機能だと認識いたしました。

では、旭市がこれまでどのような公民連携事業をしてきたかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 本市でこれまで行ってきた公民連携事業としては、生涯活躍のまち・みらいあさひやCCDプロジェクト、ロケツーリズムなどの取組がございます。

また、本市では民間企業や大学などとの間で9件の包括連携協定を締結しておりまして、健康増進や人材育成、SDGsの推進など、様々な分野での取組を行っております。

そのほか、高齢者見守りネットワーク事業協定や災害協定など、個別分野での公民連携の取組もございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今までも様々な取組があったということです。公民連携事業には、担当課がまたがるような事業も多々あったと思います。それに横串を刺していくのが公民連携デスクの役割なのかなと個人的に認識いたしました。

そこで、これから行われる、予定されている公民連携事業を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今年度を実施を予定しております新たな公民連携事業としましては、まず千葉工業大学との域学連携事業がございます。本事業は、令和6年3月に締結しました包括連携協定に基づきまして、同大学の学生・教員と共に地域課題の解決や地域活性化に取り組むもので、今年度は、市公式LINEの利用促進、道の駅の魅力向上、商店街のにぎわい創出、観光ポスターの作成、この四つの取組を実施いたします。

そのほか、損害保険会社との協働によるSDGsワークショップや、市内金融機関との若手職員合同研修会などの取組も予定しております。

また、現在推進している海業についても、今後、公民連携により取り組む予定となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今後も様々な事業が予定されているということが分かりました。ソフト的な事業が多いのかなと感じております。

他市の事例で公民連携がうまくいった事例など、例えば公園にカフェとか物販を併設して利用を促進するとか、あとは公園の維持管理費を業者に持ってもらうとか、そんな事例も多々見受けられます。あとは、学校の廃校利用なんかも公民連携事業でやっているところもあると聞きます。そういうハード的なものもありますので、これからぜひ調査研究をしていただきたいなと思いました。

ちょっと話がそれてしまうかもしれないんですけども、学校の跡地利用ですね。こちらは地域の意見を聞いて進めていくという見解をいただいておりますけれども、市全体として、ここにはこういうものが欲しいとか、そういうビジョンがないと、地域の意見を聞いてだと適正配置とかがちょっと崩れていくのではないかなと、そういう点もありますので、公民連携も含めて、旭市にはこれが必要で、こういう配置が必要なんだと、そういう長期的なビジョンもぜひ持って公民連携に進んでいっていただけたらと思います。

次の質問になりますけれども、公民連携デスクは窓口として機能していくと思われそうですが、その先には予算や権限を伴った組織に向かっていくのかをお伺いしたいと思います。

今は窓口とかお手伝いとか、そういう部署というか、そういう機能があると思います。ほかの市ですと、公民連携推進室みたいな形で、独自で予算を持って、担当課に橋渡しをするだけではなく自らが事業を推進していくようなところもありますけれども、そういうところを目指してやっているのか、取りあえず今はデスクを設置しただけなのか、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 公民連携デスクは、民間からの提案受付や庁内調整、提案実現に向けた伴走支援を目的に設置したものですので、現在のところは他部署からの権限移管や大きな予算を持った組織とすることは想定はしてございません。

今後につきましては、公民連携事業の実施内容に応じて適宜検討してまいりたいと思いま

す。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 課長おっしゃるように、公民連携デスクは4月に発足したばかりですので、今は実績と経験を積み重ねていく段階であると認識しております。

公民連携事業は複数の担当課にまたがるケースが多く、事業を円滑に進めるためには、各部署を横断して調整を行う司令塔としての役割が重要になります。そのため、公民連携デスクには担当課任せにするのではなく、関係部署をつなぎながら事業全体をコーディネートし、しっかりと手綱を握っていくことが求められると考えています。先々ですね、今ではないです。

また、公民連携の取組を一過性のものとせず、継続的かつ戦略的に推進していくためには、将来的に公民連携デスクを、一定の予算と権限を持った公民連携室のような組織へ発展させていくことも必要ではないかと考えております。

では、次の質問です。公民連携ガイドの中に、事業の提案者が必ずしも実施主体にならない場合があるとの記載があります。提案して、それが事業化されることになっても、その後の入札やプロポーザルではほかの方が落札するというケースもあり得るのかなと思っております。特別の企画やアイデアを持っている企業が提案しづらくなるのではないかなと危惧しているんですけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 議員ご指摘のとおり、民間が提案しやすい環境を整えることは、この事業を推進していく上で大変重要であるとは認識しております。

公民連携を健全に推進する上では、行政としての公平性を確保する必要があるがございます。この点を適切に整理するために、公民連携のガイドライン、これを定めたものでございます。

例えばある公有財産を長期に占有して事業を実施したいとの提案があった場合、先に提案した方に絶対的な優先権を与えてしまいますと、よりよい提案や、より効率的に実施できる方法を排除してしまうこととなります。

ガイドラインでは、これを排他性という言葉で説明しておりますが、排他性の高い提案については、競争入札やプロポーザルなどを実施して事業実施者を選定することとしたものです。提案内容にもよりますが、排他性の高い公民連携事業の提案があった際は、あらかじめ

この点についてしっかりと説明してまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） そうですね、早い者勝ちになってしまっても仕方ないとは思いますが。しかし、そのアイデア自体に価値があるとか、あとはアイデアを提案するに当たり、事前調査とか、あとは市場調査とかそういう労力を払って提案する場合もあると思うんですね。そういうところにはやっぱり一定の配慮が必要だなと感じました。個々のケースに配慮していただき、運用をしていただきたいなと思いました。

では次に、こういう公民連携事業をやるに当たり規制緩和が必要になってくるケースもあると思います。例えば、公園とかを何か使うとなったら、いろんな条例に引っかかったりしますよね。そういう規制、あとはその土地の用途地域が指定されてたり、こういう土地ではこれができませんと。そういうのがあった場合に、もし旭市に一定の利益があれば条例を、規制を緩和していくお考えがあるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 民間からの提案につきましては、原則として既存のルール、制度の中で対応できる範囲内での提案が望ましいと考えております。しかしながら、規制緩和によりまして市民サービスの向上や地域活性化などに高い効果が見込める場合には、事業実施効果と行政としての公平性を総合的に勘案しながら、適切に判断してまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） これから市は、少子高齢化とかもあって社会保障費が増加して義務的経費がどんどん増えてきます。ですので、こういう戦略的な支出というのは減っていくと思われるんですね。そこで、やっぱり民間にお金を出してもらわないと攻撃的な施策というのは打てないのかなと思っております。

一方で民間事業者もボランティアで事業を行っているわけではありませので、収益が見込める、企業イメージの向上につながる、将来的な事業展開が期待できるなど、何らかのメリットがなければ人や資金を投入することは難しいと考えております。

財政的な制約がある行政が民間の力を引き出すためには、補助金や支援金だけに頼るのではなく、規制の見直しや柔軟な運用も重要な手段の一つではないかと考えております。

例えば、これまで活用されていなかった土地や建物を利用しやすくする、公共施設を廉価

な価格で貸し出す。先ほど先走って言ってしまったんですけれども、用途地域の運用を柔軟に考える。あるいは既存のルールや慣例を見直すなど、行政だからこそできる後押しがあると思います。必要がある場合には柔軟に対応していただきたいと思います。

では次に、公民連携に精通した職員がいるかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 公民連携デスクを設置しております企画政策課には、生涯活躍のまち・みらいあさひやCCDプロジェクトなど、全国的にも高く評価されております公民連携事業に携わりました経験のある職員が現在も配置されております。

こうした経験のある職員を中心にしつつ、ほかの職員についても公民連携事業に直接携わりながら経験を積ませることで、公民連携意識を高く持った人材を育成してまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。

行政側にも公民連携に詳しい人材が絶対必要だと思います。例えば民間から提案された事業が、これは採算が合わないのではないかと、そういうちゃんとした見立てができる人材、もしくはこれはチャンスがあるちゃんとした事業なのに、リスクを取り過ぎてその事業を採択しなかったとか、そういうちゃんと見極めができる人材が絶対に行政側にも必要となってくると思います。

ですので、慎重になり過ぎれば、本来であれば地域に大きなメリットをもたらす優れた提案であっても実現の機会を逃してしまった。一方で、楽観的な判断に偏れば、期待した成果が得られず、将来的に負の遺産となったり、費用対効果に見合わない事業を抱えたりする可能性があります。公民連携を成功させるためには、民間からの提案を正しく評価し、リスクと可能性の両面から判断できる職員の知識や経験が非常に重要であると考えます。

そこで、公民連携に関する職員の研修や視察の予定についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 市では、これまでも生涯活躍のまち・みらいあさひの取組を通して、公民連携に関するセミナー・研修会への職員の参加や先進地への視察などを重ねてきたところでありまして、昨年度も公民連携に関するセミナーを開催しております。

公民連携意識の醸成には、外の世界を見ることも大事なことでありと考えております。今

後もセミナー・研修会への参加や先進地への視察に積極的に取り組み、職員の公民連携意識の醸成に努めてまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 市長も参加されました3月の研修会ですね。そこで市長が、研修に行きたい人がいたら言ってくださいと、予算をつけますみたいなことを、平たく言うとおっしゃっていました。ですので、職員の皆さん、もし、公民連携だけではないですけども、自分をもっと学びたい、ほかの先進事例を見てみたい、そういう方がいたら、ぜひぜひ市長にご要望いただければと思います。旭市もそうですし、議会も、能力を持った職員がいっぱいいたほうが頼もしいですので、ぜひぜひお願いしたいと思います。

それで、近年は、自治体の計画やビジョンづくりをコンサルタントへ委託するケースも増えています。もちろん専門家の力を借りることは重要ですが、将来の旭市の姿を描くのは、やはり市長を中心とした行政職員の皆様であるべきだと思います。そのためにも、人への投資と人材育成は欠かせません。

私は、人への投資こそが未来の旭市を変える力になると信じています。議員も勉強はしますが、日々現場で実務に携わる職員の皆様の知識や経験には到底かないません。

一方で、皆様には失敗できないという重圧、もしくは責任があることも理解しております。そのため、前例踏襲とか、あとは近隣自治体の動向を見ながらとか、そういう回答が多くなっている、安全な選択になることも理解しております。

しかし、全国には十分な調査と検討を重ねながらも新しい挑戦を続けている自治体もごございます。旭市においても、そのようなチャレンジ精神を持った職員がさらに増えていくことを期待しています。

議会には行政をチェックする役割があります。必要な場面では、私たち議員がブレーキを踏みます。だからこそ、職員の皆様には、市長が掲げる目標の実現に向けて、何が必要かを自ら考え、提案し、公民連携なども活用しながら積極的に行動していただきたいと思います。

もしかしたら失敗することもあるかもしれませんが、そのときは米本市長が責任を取ります。もちろんその予算を承認した我々議会も責任を取ります。ですので、職員の皆様は旭市のために、ぜひぜひ自分の意見、自分の思いを乗せて業務に従事していただきたいなと思います。

（「そうだ」の声あり）

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。

では最後に、市長から公民連携に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 複雑化・多様化する地域課題を解決し、豊かな旭市を次世代につないでいくためには、民間の持つアイデアを活用した公民連携に取り組むことが、これからのまちづくりの大きな牽引力になるものと考えております。

公民連携を成功させるには、行政と民間が互いを対等なパートナーと認識し、それぞれの立場を尊重しながら、強い信頼関係をもって取り組むことが大切でございます。それには、まずは行政側の意識改革を進めることが必要で、公民連携デスクを担う企画政策課の職員はもちろん、公民連携意識を高く持った人材を全庁的に育成してまいります。

また、近隣では、公民連携アドバイザーを外部から招聘する自治体が増えております。本市でも、必要に応じて外部の専門人材を活用し、より質の高い公民連携事業を推進していきたいと考えております。

さらに、職員だけでなく、地域にも公民連携意識を広めていきたいと考えます。3月に実施したセミナーのように、地域の皆様にも参加いただける公民連携セミナーを今後も開催し、市民の皆様と共に公民連携の意義を共有してまいりたいと思っております。

こうした取組により、チーム旭のまちづくりをさらに進め、市民のウェルビーイングの向上を目指してまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。

必要に応じて公民連携アドバイザーの招聘についても言及をいただきました。ありがとうございます。市長のこと大好きですけれども、もっと大好きになりました。

3月の研修、先ほどからおっしゃっています、いや、おっしゃっていないですね、私が言っています研修会で講師の方が、やるかやらないか迷ったら、市民が笑顔になるほうを選んでくださいという言葉いただきました。これそのとおりだなと思いますので、我々も行政側も共有したい言葉だなと思いました。

お後がよろしいようで、次の質問に移ります。育英資金の給付についてです。

目的の一部に、将来、旭市の発展という文言もあったので、旭市をよくしていきたいというのがこの育英資金の目的の一つになっているのかなと感じました。

あとは、高校生が授業料無償化になった流れとか、あとは国や大学から補助金が出たり、

授業料がちょっと減額になったりとか、そういうかぶらないように制度が変わったというふうに捉えました。

では、給付の財源をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 給付の財源でございます。本給付金は、市民の皆様や企業・団体等からお寄せいただいた志ある貴重な寄附金、及び基金の運用利子などを積み立てた旭市育英基金を原資として運営を行っております。

実際の給付に当たりましては、一度一般会計から支出した上で、その支出に要した金額の全額を基金から一般会計へ繰り入れる経理処理を行っております。したがって、本事業における一般財源の部分については実質的な負担はないというところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 結構大きな額ですので、私は一般会計、一般財源の中から入っているのかなと思ったんですけども、寄附で賄われているということで理解いたしました。

では、受給者の推移を過去3年分、お伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 直近3か年の受給者数の推移ということで回答申し上げます。

まず、直近3か年の過去で令和5年度からでございます。

令和5年度が、高校生が33名、大学生等が65名で計98名、うち新規認定者が38名でございます。令和6年度が、高校生が51名、大学生等で81名で計132名、うち新規認定者が62名でございました。令和7年度が、高校生が69名、大学生等が94名で計163名、うち新規認定者が81名と、年々、増加傾向で推移してまいりました。

対象者の見直しを行いました令和8年度でございますが、今のところ、新規応募者はございませんでした。支援が必要な学生へ国の支援が届いているものと捉えております。その結果、今年度は前年度までに認定した高校生43名、大学生等70名、計113名への給付となる見込みでございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 令和7年度までの3年間はずっと右肩上がりが増えていたんですけど

も、今年は対象者がいないということで減るということですね。ちょっと対象者がいないということは厳し過ぎるのかなとも思ったりもするんですけども、何らかの補助金が当たっているから今回は出す人がいないということです。

そこで、本来は自分はどんどん増えていって、これから財源大丈夫というスタンスで質問しようと思ったので本来の趣旨とずれてしまいますけれども、去年までのペースみたいな感じでいくと財源はどのぐらいもつかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 育英基金のほうの今後の見通しというところでございます。

令和7年度末の基金残高は8,567万8,577円で行っていました。受給者が年々増加する中で、制度の見直しを行わずに継続していった場合に、令和11年度には育英基金だけでは給付原資を賄えなくなると、そういった可能性もございました。

今後、申請者数というのがどのように推移していくかというところはまだ予測が難しいところではございますが、このたびの見直しによりまして、真に必要な学生へ財源を集中させることが可能となり、財政面の安定性が向上したものと考えております。

今後も、寄附の募集と基金の適切な運用管理を進め、本事業が持続可能な制度となるよう努めてまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 持続可能な制度にするためにちょっと基準を変えたということ、あとは市の資金よりももっと割のいい補助金なり資金みたいのを頂いていたり借りれたりしているということで承知いたしました。

では、ちょっと別の視点なんですけれども、数年前の話なんですけれども、私の知り合いでこの給付金をもらっている人がいまして、でもとても経済的に困窮世帯とは思えない家庭が対象になっていたんですね、ランクルに乗っていたりするんで。これ育英資金対象になるんだという疑問が単純にありまして、いろんな要因があるので一概には言えないと思うんですけども、今までに、過去に受給した中で世帯所得が一番高い人の金額を伺いたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今までで一番高かった人というところでございます。過去5年

間に認定した方の中で世帯所得が一番高かった人というところで回答を申し上げます。

まず、金額でございますが、世帯の総所得で約749万円、ここには両親のほかに生計同一者の所得額も含んでおります。

収入基準でございますが、世帯総所得から扶養する就学者の人数、ひとり親世帯ですとか障害者世帯などそういったものを考慮した特別控除額というものがございまして、そちらを引いた金額が一定の基準額以下であれば認定枠となります。

先ほどの世帯のほうは、育英生のほかに扶養される学生のほうが、兄弟が複数いるということによって控除額が大きくなったため認定となったものでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） いろんな事情もありますし、いろんな基準もありますので一概には言えないのは分かりました。しかし、700万円以上となると、私がイメージしている困窮世帯とはちょっと違うかなとは思いました。別にこれが悪いとかそういうわけではなく、その基準でやるとこういう方ももらえるんだなというのが若干あります。

では、受給者の卒業後の進路をお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） こちらのほうも直近3年の受給者の卒業後の進路ということで回答をさせていただきます。

まず、高校生でございますが、令和5年度は12名おりまして、就職者が2名、就職先はいずれも県内でございます。令和6年度は23名中就職者は2名で、就職先は県内が1名、県外で1名、令和7年度は26名中就職者は2名で、就職先はいずれも県内でありました。3年間では市内の就職者はございませんでした。そのほかの方々に対しましては、大学、専門学校等へ進学しております。

続きまして、大学生等でございますが、令和5年度は14名中市内の就職者が3名、県内が1名、都内が5名、その他県外で3名、そのほか進学は大学院で1名おりました。令和6年度は25名中市内の就職者が3名、県内が6名、都内が6名、その他県外で2名、進学は大学院等で3名いらっしゃいました。令和7年度でございますが、20名中市内の就職者が2名、県内が6名、都内が3名、その他県外が3名で、進学は大学院等で3名ということで回答をいただいております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 育英資金の給付制度、目的はやっぱり困窮世帯に学業ができるように支援をするという、この一つは達成できていると思います。ほかの補助金もあわせてそういう補助の対象にならない人が出ないようになっている。

しかしその反面、もう一つの目的であります将来、市の発展及び社会に貢献する青年の育成を図ること、これはぜひぜひ旭市に戻ってきてもらいたいなという考えもございます。全部ではないにしろ、もう少し戻ってきてくれたらうれしいなと思いました。

そこで、もちろん大学卒業後に1回、都心のほうで就職して戻ってくるというケースもありますし、給付金をえさに戻ってこいというのもやばですからちょっと言えないですけども。

ほかの自治体の例なんですけれども、給付金ではなくて返済補助をやっている自治体があると聞いております。育英資金だけではとても大学に通えませんから、ほかの奨学金を借りたりする方が多いと思います。4年間で300万円ぐらい借りる方がいらっしゃるそうです。15年ぐらいかけて返済すると聞いております。

その返済を、例えば旭市に帰ってきたら、年間10万円ずつ返済を補助しますよみたいな、制度があると、旭市にも目的が達成されるし、奨学金をこつこつ返していかなくてはいけない補助にもなる。これ両方ウィン・ウィンなのかなと思いました。

ですので、今の育英資金ももちろんいいんですけれども、そういう制度を取っている自治体もあるので、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 議員のおっしゃいました奨学金の返済の支援というところでございます。

卒業後の市内定住や地元就職を促す人口減少対策というところで、実施する自治体があることを認識しております。旭市においても、若者定住は重要な課題であると思っております。

旭市といたしましては、まずは現在行っております現行の給付事業の趣旨に基づきまして、学びの機会を均等に保障することを最優先に進め、返済支援制度につきましては、ほかの自治体の状況、そういったものを調査研究してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 承知しました。課長がおっしゃるように、学業支援と返済支援というのは別物ですので、別々に調査研究していただければありがたいと思います。

それから、育英資金とか返済補助とか、それだけで学生がこちらに戻ってくるとももちろん思っていません。こちらにやっぱり、ちょっと課は変わってしまいますけれども、魅力的な就職先、商工観光課長、そちらのほうもぜひぜひご検討いただきたいなど。大学卒業した方が勤められる就職先が旭市には少ないなと感じております。難しいと思いますけれども、ぜひぜひ知恵を出して、何かいい案があればいいなと思います。

あとは、こちらで起業できる施策なんかも今やっておられますけれども、それもいろいろ周知していただき、大学生、もしくは若い旭市出身の若者がこちらに戻ってきてくれるような施策もぜひぜひ継続して行っていただきたいと思います。

もっと話がそれるんですけども、先ほど言いましたけれども、奨学金を借りる学生、今50%ぐらいということです。平均300万円ぐらい借りるそうです。それで15年から20年ぐらいかけて返すと。その後、40歳ぐらいまで返済が続くんですね。それでカップルでもし借りたとしたら、300万円ずつの借金を借りて20代、30代を過ごすわけですね。そうすると、やっぱり婚期も遅れる、それが少子化につながる。そういう複合的な要因もございますので、全庁を挙げて、少子高齢化もそうですし、ウェルビーイングですね、市長が掲げる。それもありますので、ご尽力いただくことをお願いしまして、この質問を終わりにいたします。

では、3件め、開放学校、学校開放。どっちでしたっけ、開放学校ですかね、これ正式には開放学校というらしいですけども、何か自分的には学校開放のほうがしっくりくるんですよ。何かカレーライスとライスカレーみたいな、すみません、話がそれました。

ちょっと事前に言ってなかったんですけども、先ほど、電気が必要となれば100円とおっしゃっていたんですけども、日中、電気を使っていなかったら払わないという認識でよかったでしょうか。これをまずすみません、聞きたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） お答えいたします。

算出方法なんですけれども、利用者から提出される照明設備使用報告というものがございます。そちらを基に使用時間を算出し、3か月ごとに発行する納付書により納めていただいている状況です。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） すみません。ちょっと事前に言ってなかったんですけども、日中は利用料を払わなくていいという感じですかね、そこをちょっと端的に。日中に利用した場合は、電気代はかからないのかどうか。もし分かれば、すみません、事前に言ってなかったんで申し訳ないですけども、いいですか。

○議長（宮内 保） 分かりますか。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 失礼しました。使わなかった場合には照明電気料は発生しません。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。失礼しました。ということは、1名当たり1時間100円が電気代として納入されるということですが、これはいつぐらいから始まったのか、料金を納めるようになったのはいつからかを聞きたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 照明電気料につきましては、受益者負担の原則という観点から、利用する方と利用されない方の公平性を保つため、令和3年4月から納めていただいている状況です。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、その納付方法をちょっとお伺いしたいと思います。先ほどちょっと言ってくださったんですけども、どんな感じで納めるかとか、あとはこちらから納付書を出すのかとか、振込方法とか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） お答えします。

ちょっと重複する部分がありますが、算出及び納入方法ですけども、使わなかった場合はもちろんかからないんですけども、使った場合は、利用者から提出される照明設備使用報告、そちらを基に使用時間を算出して、事務局——スポーツ振興課——のほうで3か月ごとに集計しまして、発行する納付書で金融機関等で納めていただいている状況です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 分かりました。ありがとうございます。

では、開放学校の電気代収入の総額は幾らぐらいになるかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 総額についてお答えします。

令和7年度はまだ決算前ですので、令和6年度の数字で申し上げます。

令和6年度の決算額は149万7,700円です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） こちらの料金は、一般も子どもも同じ料金か、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 照明電気料ですけれども、年齢だとか団体の種別、そういったものにかかわらず一律の料金になります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 社会体育施設だと1時間1,500円とか取られるので、一般はもっと高くてもいいのかなと私は思ってしまったりするんですけども、あとは、先ほど言ったように、子どもはやっぱり守られるべき存在というか、受益者負担の考えからはちょっと外してもいいのかななんて思ったりもします。

もし分かればですけれども、近隣市の状況もお伺いできればと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 近隣の状況ということで、銚子市と匝瑳市の状況についてお答えいたします。

銚子市については1時間500円、匝瑳市は料金設定をしていないと、こちら照明電気料ですね。なお、銚子市は市内在住・在学の小・中学生が半数以上を占める団体が施設を使用する場合は免除としている状況です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） そうしますと、子どもがチームで使う場合は、銚子市も匝瑳市も無料と

ということです、そういう点で保護者の方は、銚子市も匝瑳市も無料なのに旭市だけ取るんだという感じで、ちょっと残念な気持ちになってしまったのかなと思います。

確かに受益者負担という考えはあると思うんですが、子どもに限ってはなくしてもいいんじゃないかなと私は思っています。いろいろ行政の考え方もあると思いますので、これは私の考えをちょっと述べさせていただきます。

そこで、もし財源が必要であれば、大人から多く取って、子どもは無料にするという考えもあると思います。先ほども言いましたけれども、飯岡体育館とか総合体育館とか、1時間1名1,500円ぐらい取られますので、大人に限って電気代1時間300円、今の3倍取っても全然安いんですよ。逆に言えば、その300円ぐらい子どもたちも払えよと言えばそれまでなんですけれども、それで、旭市の子育てに対するネガティブな評価があるぐらいだったら、ないほうがいいなと私は思ってしまうたりします。

というので、大人を上げて、子どもは無料という意見に対して、ご見解を求めます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） お答えします。

照明電気料につきましては、地方自治法に規定されます受益者負担の考えということで、利用される方と利用されない方の公平性の維持、それからまた行政改革アクションプランにも掲載してございますが、自立のための財政戦略という観点から、健全な財政運営を行っていくため一律に納めていただいている状況ですので、引き続き、ご負担をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。私が今日言ったこと、いろいろとんちんかんなことも言ったかもしれませんが、私が言ったこと、何か一つでも使えるなと思ったらうまく利用していただき、行政を一步でも二歩でも進めていただきたいなと思います。

以上で、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 金 澤 雅 哉

○議長（宮内 保） 続いて、金澤雅哉議員、ご登壇願います。

（1番 金澤雅哉 登壇）

○1番（金澤雅哉） こんにちは。議席番号1番、金澤雅哉です。3月議会に続き2回目の一般質問ということで、まだまだ不慣れではございますが、よろしくお願いいたします。

令和8年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、今回は実際に市民の方々の声を基に質問させていただきます。私は、前回の市議会議員の選挙では最下位での当選という結果でしたが、だからこそ誰よりも現場の声に耳を傾け、市民の皆様の負託に応えていかねばならないと考えております。そして、初心を忘れず学び続けることが大切だと思っております。私は現在、行政法解釈研究会という会で行政経験豊富な先生のご指導の下、近隣の市議会議員の仲間と共に週に1度勉強会を行っております。その学びを市民サービス向上に生かすべく、本日の一般質問に臨ませていただきます。

今回は2項目6点、質問いたします。

大きな1番、海上公民館の経緯と現状、今後の運営・管理の方針についてです。

海上公民館は1980年、昭和55年に社会教育法の規定に基づき設置され、合併前は開館時間が県下最長で稼働率の高い社会教育施設として、数多くの講座やイベントが開催される人気のあるシンボリック施設だったとお聞きしました。社会教育施設として地域住民にどのような効果があったのか、お伺いいたします。

二つ目です。本市は、当然ながら2005年、平成17年の合併前との利用状況を比較分析しながら、以後の運営方法の工夫や施設設備の保全管理を行ってきたと思いますが、今後、海上公民館をどのように運営していく方針なのか、お伺いします。

3点目です。これからの公民館の利便性の向上にはオンライン予約、フリーWi-Fiの完備、バリアフリー化など、多様なニーズに応じた柔軟な施設運営が必要です。しかしながら、海上公民館のフリーWi-Fiは利用制限があり、2時間のサークル活動に支障を来し、

不便を感じているとの声があり、使用料の納入もしているサークルですので、早急に改善する必要があると考えますが、本市の考えを伺います。

大きな2番、市道の維持・修繕についてです。

市道A-1006号線の鎌数8915番地地先は車両の通行量が多く、舗装の損傷が激しく陥没している箇所があり、雨天の走行時に乗用車のバンパーが破損したケースもあり、谷町場区長から補修要望が出されています。現時点では、事故には至っていないものの、リスクマネジメントの観点から早急に修繕すべき事案だと思いますが、考えを伺います。

二つ目です。道路法第42条の規定は、道路管理者に対し道路の維持・修繕の義務が定められています。維持は清掃、除草、除雪、その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずることとされ、修繕は道路の損傷した構造を当初の状態に回復させる行為とされています。この必要な措置として、本市は道路維持費として約4億1,900万円の当初予算が計上されていますので、本件はまさに該当する修繕事案と思いますが、考えを伺います。

最後になります。過去には常温合材による補修がなされた経緯があるようですが、すぐに壊れて効果もなかったようです。日々この道路を利用する方々からは、長期間修繕がなされないため、工事費を負担しても修繕をしてほしいとのことで市の建設課に相談したところ、道路法第24条の道路工事施工承認申請書を提出するよう指導を受けました。しかしながら、道路法24条は主に開発行為に伴う申請であって、市道の通常の維持補修に係る費用は、国の地方交付税制度を通じて財政措置されているはずですので、道路法第42条の規定により市が修繕をすべき事案です。

なお、この道路の隣接地の所有者は、この道路の修繕工事に伴う接地部分について、市の修繕工事の施工と同時に適切な道路保護工事等を行ってくれるとのことでした。このような経緯、状況から、本市は道路法第42条第3項の規定により、損傷が軽微なうちに修繕などの対策を講じる予防保全型の維持・修繕を実施することが、安全かつ円滑な交通確保及び効率的な道路管理を実現するために重要であると考えますが対応について伺います。

以上、2項目6点についてお伺いします。再質問は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、生涯学習課から、海上公民館について3点ご質問がございました。

まず、1点目の海上公民館は地域住民にどのような効果があったのかというご質問についてご答弁いたします。

公民館は、市民ニーズに対応した各種講座、イベントの開催、様々な自主サークル活動の拠点として、これまで大変多くの方にご利用いただいてまいりました。地域住民の学習の場として、教養の向上や健康の増進、また生活文化の振興などに寄与してきたと考えております。

続いて2点目、今後どのように運営していく方針なのかというご質問でございました。

ご回答いたします。公民館では、様々な市民ニーズに対応した各種講座、イベントを開催し、一人でも多くの市民の皆様にご利用いただける機会を提供していくとともに、良好な状態でご利用いただけるよう、施設の維持管理にも注力してまいります。人と人がつながり、自発的な活動が生まれる地域の学びと交流の場として提供してまいりたいと考えております。

続いて、3点目でございます。海上公民館のフリーWi-Fi、利用制限があるので、これが改善できないかということでございます。

ご回答いたします。公民館では、ロビー周辺でWi-Fi通信ができるようにフリーWi-Fiが整備されております。1回30分、1日3回までの利用ができるようになっております。海上公民館をはじめ、公民館施設等の社会教育施設では、個人での利用やサークル活動等においてフリーWi-Fi以上の通信環境が必要となる場合には、それぞれ準備や対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、2の市道の維持・修繕についてご回答いたします。

まず最初の質問です。市道A-1006号線の修繕についてのご質問ですが、まず最初に、この場所について簡単にご説明させていただきます。

この路線は、東総広域農道の新川に架かる橋——谷丁場橋というんですけれども——そこから西へ向かって、旭市から匝瑳市側に向かって最初に南へ曲がった先の南北の道路でありまして、延長が約580メートル、幅員が4メートルの旭市市道となり、市道の種別としては、その他市道となります。

では、ご回答いたします。当該路線は老朽化が進み、舗装の傷みが生じている箇所、具体的には舗装に穴が空いているという箇所でございます。そこにつきましては、以前から複数の利用者や地元区長などから修繕の依頼をいただいております。緊急で対応すべき事案と

判断し、職員により常温合材による修繕で対応してまいりました。しかしながら、繰り返し穴ができる状況が続いていることから、専門業者に委託いたしまして対応するというものを検討していた場所でございます。

続きまして、2点目の質問でございます。

本件は道路維持費として約4億1,900万円の当初予算が計上されております。これに該当する事案ではないかというご質問でした。

ご回答いたします。本年度の道路維持費の予算額は全体で4億1,924万1,000円でございます。この予算の中には旭市舗装修繕計画に基づきました舗装修繕の費用や交通安全施設維持補修事業、急傾斜地崩壊対策事業に充てる予算のほかに、常温合材などの道路修繕に必要な資材の購入費や作業車両の燃料費等が含まれております。

当該市道の舗装の損傷を含む緊急的な修繕の対応には道路維持委託料2,850万1,000円を計上しておりますので、本件につきましては、この予算の中で対応をすべき事案であると考えております。

3点目の質問でございます。

道路の維持・修繕に予防保全が重要ではないかといったところでのご質問でした。

回答いたします。本市におきましても、老朽化が進む道路資産を次世代へ円滑に引き継ぐため、限られた予算の中でいかに効率的かつ計画的な維持管理を行っていくかが極めて重要な課題であると認識しております。

本市では、平成28年度に旭市舗装修繕計画を策定しまして、予防保全型の維持管理を進めております。この計画の維持管理の方針につきましては、路線の重要度に応じて使い分けております。市が管理する約798キロメートルに及ぶ舗装道路のうち、市民生活や経済活動において重要な1級及び2級の市道、こちらが約235キロメートルございますけれども、そちらにつきましては、損傷が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理を実施するものとしております。

予防保全型を導入している路線は、定期的な点検による早期の小規模修繕を重ねることで道路の寿命を延ばし、長期的な修繕コストの縮減と安全で快適な通行環境の確保に努めております。

一方でその他の市道、こちら約563キロメートルになるんですけれども、こちら延長が長いことから、損傷の状況に応じた事後保全型による対応を基本としております。日頃の巡回点検に加え、市民の皆様からの通報やご要望に基づき、現場の緊急度や損傷の程度を精査し

た上で、修繕の方法や優先順位を判断しているところでございます。

本市では舗装の修繕に当たり、損傷の規模が小さい場合には、建設課の職員が常温合材を使用し作業に当たっております。常温合材では損傷を止めることができないような規模・状態の場合には、専門業者へ加熱の合材を使用した修繕工事を依頼しております。

今後も、予防保全の取組を着実に推進するとともに、その他の道路につきましても、限られた財源の範囲内で適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） それでは、海上公民館のほうから再質問させていただきます。

答弁ありましたとおり、海上公民館は公民館友の会によるアジサイの植樹活動や、写真同好会をはじめとした様々なサークル活動が盛んに行われ、多くの市民が交流する地域の拠点としての役割を果たしてきました。また、その取組や運営が高く評価され文部大臣表彰を受けるなど、歴史のある施設でもあります。ですので、その歴史と価値を引き継ぎながら、時代の変化に対応した魅力ある公民館であり続けてほしいと思います。

再質問のほうは、（２）番からさせていただきます。

ご答弁ありましたとおり、ニーズに対応した各種講座やイベントの開催、施設の維持管理のほうも努めていくとのご答弁でございました。

では、最初に合併前と比べて現在の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、合併前と比べて現在の利用状況ということでご質問いただきました。

ご回答いたします。まず、合併前の利用状況についてなんですが、すみません、ちょっと資料が見つかりませんで、直近ですと平成21年の利用実績となります。よろしく願いいたします。

合併前の利用状況ということでしたが、合併後の平成21年度と令和7年度の利用状況で申し上げます。平成21年度の利用回数が全体で3,060回、利用者数が6万51人、令和7年度の利用回数は2,184回、利用者数が2万8,173名となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 利用状況のほうは理解できました。半数以下ぐらいの感じで分かりました。現在、利用されている方々から、以前より活気がなくなつたと、若い世代の利用が少ないのではないかとの声があります。私たち世代からですと、雰囲気暗いと、あまり行きたいと思える場所ではないという声が聞こえてきました。

そこで、公民館の機能向上のためどのような投資が行われてきたのか。また、どのような施設改善がなされたのかをお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、海上公民館の施設について、主立ったものとして500万円以上の金額を要した改修工事について申し上げたいと思います。

まず、平成29年6月にホール等の特定天井の改修工事をさせていただきました。こちら天井ですとか内壁の張り替え等、そういったものの工事となります。平成30年11月に空調機の更新をしております。こちら1階の図書室、あと2階の第2研修室のエアコン等になります。続いて、令和5年8月、屋上の防水改修工事をさせていただきました。防水シートの張り替え等になります。令和8年1月です。こちらまた空調設備の改修工事といたしました。こちらホールのエアコン、あと1階のロビー、2階廊下のエアコン新設等になります。その他として、軽微な補修等は随時行わせていただいております。

以上となります。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） ご答弁いただいた修繕工事のほうですね、こちら利用者の安全確保や施設の長寿命化という観点からも、非常に重要なものであると考えます。人口減少や少子高齢化が進む今だからこそ、公民館が単なる貸館施設ではなく人づくり、地域づくりの拠点としての役割が求められるのではないのでしょうか。施設の維持管理というハード面の整備はもちろんのこと、講座の充実やサークル活動への支援、若い世代が参加しやすい新たな取組など、ソフト面にも力を入れていただきたいと思います。

こちら（2）番は以上です。

3番に移ります。フリーWi-Fiについてです。本市は1回30分、1日3回までの利用となっていますが、近隣自治体のフリーWi-Fiの利用制限はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、近隣市町のフリーW i - F i の状況についてお答えいたします。

近隣市町のフリーW i - F i の設置状況ですが、銚子市では1回1時間、1日3回まで使用でき、使用可能範囲は市民センターとなりますが、こちらのほうは市民センター全体で使えるようになっております。

匝瑳市につきましては1回1時間、1日の利用制限はなく、使用可能な範囲はロビー周辺となっております。

また、東庄町ですが、こちらは一度接続しますと使用制限はございませんで、ただ使用可能範囲につきましては、ロビー周辺というような状況となっております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 使用制限の場所の範囲で変わってくると思いますが、近隣自治体に比べても本市の1時間半、1回30分、合計1時間半の制限というのは、少し厳しいのではないかと思います。この1時間半の制限の根拠についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、制限の根拠について申し上げます。

フリーW i - F i につきましては、利用者の利便性、満足度の向上を図ることを目的とし、平成29年3月に整備したものでございます。一度に接続できる数に機械的に上限がありますので、使用については1回当たり30分、1日3回までとした設定といたしました。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 全国的に見ても、接続時間に関しては制限が設けられている自治体もあるのですが、接続回数のほうですね。接続回数のほうは無制限としているところが多く、近隣自治体と比べましても制限が厳しいと思いますが、緩和できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） ご回答いたします。

接続回数や接続時間につきましては、おっしゃるとおり市民のニーズに沿うよう改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 市民のニーズに沿うよう改善していくとの前向きなご答弁ありがとうございます。近隣自治体と比較しても本市の利用制限は厳しい状況にあり、長時間利用する講座や会議においては、利用者の不便につながっていることも事実であります。利用者が制限を気にしながら活動するのではなく、安心して学び交流できる環境を整えることが、公民館の利用促進や活性化にもつながるものと考えます。今回のご答弁を一步前進と受け止め、市民サービス向上の観点から接続回数や利用時間の見直しが早期に実現されることを期待し、この質問を終わります。

続いて大きな2番、市道の維持・修繕のほうに移らせていただきます。

先ほどのご答弁では、本市としても、当該路線の損傷状況を認識しており、緊急対応すべき箇所として常温合材による補修を行ってきた経緯があるとのことでした。常温合材での補修を行ってきたものの、損傷が繰り返されるため業者委託による対応も検討していたとのことでありました。本市としても危険性を認識し、それに対応する予算も計上されており、本件もその予算の中で対応すべき事案との認識が示されました。

私は、市民の皆様が安心して利用できる道路環境を確保するためには、損傷が深刻化してから対応する事後保全だけでなく、事故を未然に防ぐ予防保全の視点が必要であると考えております。

1、2番のほうは再質問ございません。（3）番のほうで、1級及び2級市道だけでなく、その他市道であっても予防保全を行うことが必要であると考えますが、対応できるかお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） それでは、ご回答いたします。

その他の市道におきましても予防保全の考え方を取り入れることは理想的でありまして、その重要性については認識しているところでございます。

しかしながら、本市が管理する舗装道路約798キロメートルの全てを一律に予防保全型の維持管理へと転換することは、現状の財源及び体制から現実的ではございません。限られた

予算と人員を最大限に活用するためには、路線の重要度に応じた選択と集中が不可欠であると考えております。そのため市民生活や経済活動への影響が大きい1級及び2級市道において、計画的な修繕を推進しております。

もちろんその他市道をそのまま放置してよいというふうには考えているわけではございません。これらの市道につきましては現状は事後保全的な対応が中心となりますが、市民の皆様からの情報提供や日常的な巡回点検を通じ、危険箇所の早期発見と迅速な修繕に努め、安全性の確保を図ってまいります。

今後も、重要路線の予防保全を確実に実行していくとともに、その他の市道についても道路環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 全ての市道を予防保全型の維持管理へ転換することは、現実的ではないとのことでありました。その点については一定の理解をいたします。

しかしながら、今回の路線については、以前から地域住民や区長のほうから補修要望が出されており、市も危険箇所であることを認識している中で応急的な補修を繰り返してきた経緯があります。

そこで、もしこのような道路状況で事故が起きた場合の責任の所在についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご質問の事故が起きた場合の責任の所在ということでご回答いたします。

市道上での事故については、道路の穴や路肩の崩れなどの道路管理瑕疵があった場合は、道路管理者が責任を負うことになります。

一方で、事故の全責任が道路管理者に帰されるとは限りません。道路利用者にも前方注視義務や、車両であれば安全速度の維持といった基本的な安全運転義務が課されるため、一定の過失が認められるのが通例でございます。

そのため市道上での事故における責任は、事故の種類や原因に応じて判断されることとなります。市といたしましては、予防保全・事後保全の方針にかかわらず、定期的な道路パトロールなどにより道路状況を把握し、危険箇所の早期発見と対応を通じてリスク軽減に努め

ているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 道路上で事故が発生した場合に道路管理瑕疵が認められれば、市が責任を負う可能性があるとの見解でした。

私は、事故を未然に防ぐことこそが道路管理者である行政の最も重要な責務であると考えます。市民の皆様は、安全に通行できる道路環境を求めています。予防保全が困難であるならば、なおさら損傷が深刻化する前に迅速かつ確実な事後保全を実施することが急務なのではないでしょうか。

幸いにも現時点では重大事故には至っておりませんが、事故が起きてからでは遅く、失われた安全や信頼は簡単には取り戻せません。市民の安心・安全を守るという道路管理者としての責任を果たすためにも、当該箇所について早急かつ抜本的な修繕対応を強く求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問を終わります。

金澤雅哉議員は自席へお戻りください。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（宮内 保） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（15番 飯嶋正利 登壇）

○15番（飯嶋正利） 議席番号15番、飯嶋正利でございます。令和8年第2回定例会におきまして議長より許可をいただきましたので、一般質問に入ります。

私、約2年半ぶりの一般質問なので、非常に緊張しております。議員の皆様のお顔、本当にやり終えた方もいるし、まだ不安もある方もいらっしゃると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

旭市におきまして先月、ナイフを使った女子高生を脅したという凶悪な犯罪が発生しております。旭市も当局と連携を取りまして、ビデオの設置ですとか、その辺のところも重々設置を推進していただきまして、市民が安心・安全で暮らせるようなまちづくりを行っていただきたいなと思います。議会のほうも協力いたします。

私は今回、市民が安心して暮らせる、安心して仕事ができるということを念頭に、3点ほど一般質問をしたいと思います。

1 点目、安定した農業への支援についてということで、中東情勢が不安定な状況にある中、原油価格をはじめとして物価高騰による様々な影響が出てきております。この現状に対し、生産者の経営安定を図るため、どのように国と県との連携をしていくのか、見解をお示しいただきたいと思います。

2 点目、津波避難道路の整備について。

5 月に本県周辺の東方沖を想定いたしました地震被害の調査結果が発表され、津波での被害が最大 4 万 2,000 人、関連死も含めると 5 万 7,000 人と発表されております。津波による被害を受けた当市において、津波対策の整備は急務であります。富浦地区の津波避難道路の整備についてお伺いしたいと思います。

大きな 3 点目、都市計画の変更について。

都市計画の変更後、人口減少が進む中で都市計画施設の新設や維持管理をいかに継続可能なものにするか。あわせて都市計画税の課税区域をどのように設定する予定をしているのか、長期的な経営戦略についてお伺いしたいと思います。

以上、3 点よろしく願いいたします。私も一般質問、なるべく短く、再質問もなるべく少なくしたいと思います。どうぞ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農水産課からは、大きな 1 番の安定した農業経営の支援について、物価が、あらゆるものが高騰している中で国や県とどう連携して支援をしていくのかという見解というご質問でした。

まず、現在の物価高騰や資材不足に対する支援策について回答いたします。

現在、国や県が行う燃料や肥料の高騰に対する支援策については、まず一つ目が原油価格高騰の影響を受ける施設園芸農業者を対象に、燃料購入費の一部を補填する積立方式のセーフティネットとして、国の施設園芸等燃料価格高騰対策事業、二つ目が肥料価格高騰の影響を受けている農業者の支援として、県の肥料価格高騰緊急支援事業などがあります。

また、省エネに関する施設や設備等の取得に対する支援策については、一つ目が燃料消費を抑えるための設備投資への支援として国の農産産地支援事業、二つ目が計画的に農業経営の基盤強化を図る取組の支援として国の農業経営基盤強化準備金などがございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、2番の津波避難道路の整備について、富浦地区の津波避難道路の整備予定についてご回答いたします。

この津波避難道路、市の計画の中では中谷里仁玉線という仮称を用いておりますので、その呼称で回答させていただきます。

津波避難道路中谷里仁玉線につきましては、旭市復興まちづくり計画の中で優先的に整備すべき路線として位置づけられており、津波からの避難路確保の観点から重要な路線であると認識しております。

本市における津波避難道路につきましては、現在、既に着手している2路線を優先して進めているところであり、中谷里仁玉線につきましては、その後に整備を予定している路線としております。

一方で、津波避難道路の整備には多額の事業費を要するほか、用地取得や国・県の補助制度との調整など、様々な条件整理が必要となります。このため現時点において中谷里仁玉線の具体的な着手時期をお示しできる状況にはございません。

しかしながら、本路線の必要性や重要性について認識していることに変わりはなく、今後とも先行路線の進捗状況や財源の確保などを踏まえながら、着工に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市計画の変更後の都市計画施設の維持管理及び長期的な経営戦略についてご回答いたします。

まず、都市計画の見直しの進捗状況からご説明いたします。

都市計画の見直しにつきましては、市全域を都市計画区域とするため、都市計画法に基づき事務手続を進めてまいりました。本年5月には旭市の都市計画区域の見直しを含めまして、千葉県都市計画の案の縦覧を終えまして、今後は旭市都市計画審議会や県の都市計画審議会での審議などを得て、本年夏頃、県において都市計画決定される見込みとなっております。

続いて都市計画税、こちらにつきましては、地方税法によりまして、都市計画事業に要する費用に充てるため課税することができるとされております。したがって、都市計画施設の維持管理、こういったものには利用できないとなっております。ですから、今後、都市計画施設を維持管理していく上では一般財源が必要となってくるものでございます。基本的には一般財源を利用するものでございます。

それから、都市計画区域の市全域の拡大、こちらに伴いまして、新たに都市計画税の課税区域はというご質問でございました。

こちらにつきましては、何回か議会で答弁しているとおり、過去の都市計画事業の起債償還金に現在、都市計画税を充当しておりますことから、今後の課税区域の設定につきましては公平性や必要性、こういったものを考慮しながら慎重に検討を重ねております。

以上です。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） ありがとうございます。農水のほうから再質問させていただきたいと思います。

いろいろ支援があるということで、今現状を言いますと、油のほうは今140円近く来ております。農家一般、私も農業をなりわいとしておりますので、80円を超えると大分厳しいなという基本、今、この間この中東状況になるまでは100円、今年はセーフティネットが102円から始まるそうです。今、国の燃油補助が入ってのこの140円に近いわけです。たしか5月、今月の頭に補正予算が出ていました。それによって油の補助も継続になるという話も聞いておりますが、これがいつまで続くのか分からない。

この間も農業関係者とちょっとお話ししたところ、この千葉県旭市の例えばキュウリは、県としても、東京都の関東圏なんかでも指定産地に指定されている。そのキュウリがどこまで生産できるのか分からないような状況になっている。かといって、この間もちょっと課長とお話ししましたが、この今、状況を市と例えば農協あたりが打破しているようなすべがなかなかないということなんですよ。これも含めて、例えば執行におかれましては、国・県にさらなる支援を求めているのかということも含めて、市長、例えば国あたりに陳情をお願いするということは、市長、お考え少しだけないでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本当に必要性等々を鑑みながら、できることは全てやっていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） よろしく願いいたします。

それと肥料・資材の高騰による経営が、非常に油も含めて厳しくなっている農家に対して

あると思います。それに対して例えば油代、例えば毎月これ本当に一冬やったって1,000万円超えてしまったという農家さんも、これから出てくると思います。こういった場合の例えば資金援助ということはお考えでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 迅速に支援できる資金手当てとして、金融機関の融資制度がございます。まず、日本政策金融公庫では、経営者の責めに帰さない理由で経営状況が悪化した事業者に対して、経営の維持安定に必要な資金融資があります。

また、ちばみどり農協では設備や農機具の購入、運転資金や農業生産コストの負担を軽減するための資金融資制度などがございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 農家サイドとしては、払いたくても払えないと、こういう状況が少し生まれてくるのではないかなというふうに考えます。去年、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業の中でもあったと思うんですが、これは今年も行われる予定であるのでしょうか。また、去年も手を挙げた方には補助を出しますよという形がございました。今年も同じような形で、やはり出るのでしょうか。その辺のところよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 県の事業です。この事業は千葉県が肥料価格高騰の影響を受けている農業者に対して行う肥料費の支出額に応じた支援で、本年も6月中の募集開始が予定されていると聞いております。申請方法、予算額などは昨年度と変更ありませんが、昨年度申請した農業者にはチラシを郵送するなど、周知の強化が予定されております。

また、この事業は窓口に行くことなくスマートフォンからスムーズに申請できるよう制度が構築され、申請者の利便性にも配慮をされております。

以上です。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 周知のほうをよろしく願いいたします。

農家のほう一番大きなものは、例えば所得補償なんていうのはあるんですけれども、やっぱり物が減ったから、やはりお金をかければ売上げは出ると思うんですよ。ただ、経費が何

倍になったら、これ何もならないんでね、そういうところも市長も含め、十分国の状況に対して注視していただければありがたいのかなというふうに考えます。

この質問に対しては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５６分

再開 午後 １時 ０分

○副議長（井田 孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○１５番（飯嶋正利） それでは、避難道の再質問からさせていただきます。

今回の県の公表を受けて、どのような避難対策を考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の県が公表した予測のうち、房総半島東方沖の地震による津波の予測結果では、旭市には7.3メートルの津波が41分で到達するとされております。現在、本市が策定している津波避難計画や津波ハザードマップでは、想定の高さが10メートル、津波到達予想時間は地震発生後30分としております。

このように本市においては、県が今回示した津波の高さより深刻な状況を想定した地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップを既に策定しておりますが、今回の予測結果では、その詳細な津波浸水域などは示されておきませんので、今後も様々な情報を収集して、絶えず必要な部分は更新していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○１５番（飯嶋正利） そういうふうに策定されているから大丈夫だということはないと思うんですが、そもそもこの避難道路、地元住民からの希望で計画されたわけではないと思うん

ですね。市のほうが、あの当時、矢指に1本、富浦に1本、飯岡に1本ということで、市のほうが進めていった事業ではないかなと。

今ちょうどそれが15年たちました。今まだこの3本目、影も形も今ありません。地元に見れば、その用地に指定されているある程度のところは、私もこの買収のほうに応じてくれということがあります、これ今先ほどの建設課長の答弁でございますと、2本目が終わってから、それから考えるということでございます。例えばこの15年たつて説明会も何も開かれていない。これ地元としてはやはり置いていかれているのではないかなという意識が非常に強いと思います。

例えば今2本目の今、飯岡避難道をやっておりますが、これについて私が見る限りは、最近大分進捗はしていないのかなというふうに思うんですが、これが飯岡地域、これがこの地域にとって本当に重要なものなのか、この地域の住民の意見も聞かなくてはいいませんが、これどうしても必要だということがあれば、やはりやれるところからやっていくというのが筋ではないでしょうか。

やはりこれ万が一大きな地震があつて、被害があつたときには、この計画があつた時点で、これまだいまだにこれひよつとしたら20年何も進捗がないままになってしまうかもしれない。第2の銚子連絡道になってしまうかもしれないという懸念は、私は持っています。その辺を含めて万が一、震災があつて被害があつた場合、市の責任というのとも出てくると思うんですよ。それを含めてご答弁いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご回答申し上げます。

先ほどの答弁とちょっと同じになってしまうんですけれども、中谷里仁玉線の事業化に当たりましては、まず現在、整備を進めております津波避難道路2路線の進捗を見極めることが前提になると考えております。こちらの2路線についての整備を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） それではお伺いしますが、この飯岡については、ある程度めどが立っているのでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご回答いたします。

めどが立っているという、ある程度の路線の開通ができていますので、めどは立っていると考えております。ただ、まだ一部において用地確保ができていないところがございますので、そちらのほうの用地交渉も現在、鋭意進めているところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） この道路につきましては、やはり言い方は悪いかもしれませんが、喉元過ぎればというところがあるのではないかなというふうに考えております。それを含めて、市民の安心・安全を確保するために、市長どうでしょう、少し英断をいただけないでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 津波避難道路中谷里仁玉線につきましては、現在におきましても、本市の津波避難対策上の路線の一つであるとの位置づけに変更はございません。ただし、実施に当たりましては、先行する2事業の進捗状況や財源確保などを総合的に勘案する必要があるため、まずは現在進めております路線の整備に注力してまいります。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 市長の言っていること、よく私も理解はできるんですが、地元のほうにも説明はしていかななくてはいけない。やりますよと、いつになるか分かりませんよという答弁が地元に通用的のかということも含めて、もう一度ご一考いただければありがたいのかなと考えますが、よろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご答弁申し上げます。

すみません、現時点ではいつから始めるかとか、具体的に申し上げることはちょっと困難でありますけれども、事業化に向けて内部の調整ですとか財源の整備、事業手法の検討ですとか、先ほど議員もおっしゃられました地元説明会ですとか、そういったものもいずれはやっていかなければしょうがないのかなと考えております。事業着手に当たりましては、その

ような段階を経て進めていくことになるかと思います。そういう時期に来ましたら、また事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） なかなか思ったような答弁がいただけないというのが筋なんですが、それであれば今、課長も申しておりました。説明会だけでも行いませんか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） すみません、繰り返し同じ答弁になってしまうんですけれども、今進めています2路線のほうをまず注力していきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） なかなかいい答弁もらえないようです。やはり市民の命が第一、市民の命が第一だということも含めて、この点につきましては要望させていただきたいと思います。

それでは、3点目のほうに入りたいと思います。よろしく願いいたします。

都市計画税の課税区域についてどのように設定するのか、市のほうでもそろそろお考えがあると思います。よろしく願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 先ほど申しましたとおり、過去の都市計画事業、旧旭市の時代に行った都市計画事業の起債の償還金がございます。それとあと、公共下水道事業もございます。そういったのに起債の償還に都市計画税を充てているところでございます。そういったのがある程度期限付で、起債の償還があるわけなんです、そこは慎重に考えていかなければならないというところで、今回広げるとか、現状のままとか、そういった回答は差し控えたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） どういう課税になるかというのは、この今、後ろにいる議員たち、一

番気になっているところではないかなと。この都市計画税、昭和30年代、旭市に導入された
と聞いております。当初は0.3%で始まったということで聞いております。

実は前からちょっと私は申しておりますが、矢指、富浦、豊畑辺りには、この計画は何
もありません。多分当初からのもう納税額というのは数十億円になっているのではないかな
と。合併してからも、この学区の納税額というのは数億円単位になっているのかなと。

合併して20年以上がたっています。この間、この当議会でも都市計画、また下水道の地域
の課税を3町から出身の議員も採決しております。ということは、計画も何もない地域から
も税金は取れるんだというふうに、やはり言っていると思うんですね。今いる皆さんのほう
に19名の議員、いや、その地域はいいけれども、私たちの地域は駄目だったよ、そんなこと
は絶対言わないと思うんですが、その辺も含めてやはりある程度出していったほうがいいの
かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） まず、都市計画税については、今、旧旭市だけに課税されるも
のでございます。議員の質問の回答に合うかどうか分かりませんが、納税者が見合うサービ
スを受けられないというところもあるのかなと思います。現に旧旭市でしか都市計画事業や
っておりませんし、その中でこれまで旧旭市で都市計画道路、あと都市公園、そういった事
業の都市計画事業で進めてまいりました。公園とか道路というのは一部の受益者というより
は、区域全体の受益者という考えで進めてきたところでございます。下水道につきましては、
受益者が限られる事業でございます。ただ、これも法令にのっとってやっている事業ですの
で、それが問題があるとはちょっと考えておりません。

ですから、税を課税する、しないにつきましては、単なるその事業の有無だけではなく、
将来を見越した考えの中でやっていくものであるということで、慎重な答弁になっていると
ころでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 確かに今、課長が言いましたように都市公園、これ旭市内にしかござ
いけません。これは3町に都市計画がないということで、でも3町の公園は都市課が管理して
おりますよね。それらも含めて、それはいかがかなというふうには思うんですが、それらも
含めて、例えば都市計画が全域に引かれているからとか、引かれていないとか、そういった

話ではないと思うんですが、それにこの税が関与する。

例えばさっき言いました矢指、富浦、豊畑、この地域を合わせますと、3町の人口よりはるかに多い地域です、この3町だけで。その今まであった課税、これ固定資産だとか市県民税なら分かります。特定の事業にしか使えない税でございます。それらを含めてどう考えているのか、もう一度お聞かせいただきたいなと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 最初の回答にもあったように、都市計画税は維持管理費用には使えないものでございます。ですから、3町の公園に都市整備課が維持管理を行うことは、別に都市計画税を充当しているということよりは、所管事項で管理しているものでございますので、それについては問題ないのかなという理解でございます。

都市計画税については議員おっしゃるとおり、目的税でございますので、用途がかなり限定されているものでございます。ですから、議員の質問にあったように、かける、かけないであるとか、そういった理解を得るのが難しいものなのかなという認識でおりますが、繰り返すにはなりますが、やはり慎重に議論するところでございますので、安易な発言ということとは、今この場では控えたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） これについてもなかなか思ったような私の答えではないのかなというふうに思うんですが、これ以上言ってもかけ合いになってしまうでしょうから、違う質問に入りたいと思います。

単にこれ私に分からないから教えていただきたいということなんですが、この下水道が整備されている地域は権利金でしたっけ、ありますよね。平米800円でしたっけ。これに対して、例えばその地域、それは土地についているこの権利金であって、例えばその辺りが一帯で整備された場合、私もいろんな本を読む中で下水道が整備されることによって、固定資産が上がり、資産額が上がりというふうに書いてあるんですが、例えば一帯で整備されたときに、不動産価格が違って固定資産税は変わらないんですか。お願いします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） お答えいたします。

税務課のほうからは、負担金のほうはちょっと上下水道課になりますので、税の賦課につきましてお答えいたします。

まず議員おっしゃるとおり、固定資産の評価額、これを決める際には道路網の状況、それから交通や主要施設等への近接状況、それから奥行や間口といった土地の形状など様々な要素を基に決定しております。議員おっしゃるとおり、下水道の整備の有無についても、その一つの要素となっております。

下水道が整備された場合、住環境がよくなることで評価額を決定する際にプラスの要素として考慮はされますけれども、今申し上げましたように、多くの要素を勘案して決定しておりますため、一概に固定資産の評価額が高くなるかということにつきましては、なかなかお答えのほうは難しいと考えております。

実際問題、この下水道が整備される前と後で、評価額というののちょっと個別に事例のほうを確認してみたんですけれども、高くなっているという事例はございませんでした。ちなみにこの下水道の供用開始になっているところのエリアの中で地価公示価格というものがございいます。これ国のほうで公示しているもので、このエリア内で4か所あるんですけれども、その中でも地価公示価格、整備前と整備後で確認しましたところ、いずれも下がっている状態です。幅がございいますので、大体3,000円から9,000円程度、平米単価のほうは地価公示価格は下がっている状況です。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 頭の中では理解できる。ただ、やっぱり旭市としては、この下水道を今引いている地域に対しては、数十億円の投資をしているということには私はなと思うんですね。だからその見返りがということではないんですが、やはり固定資産の評価額、路線価でのということもありますんで、その辺のところはもう誤差になってしまうということではよろしいでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） ちょっと聞き取れなかったんで、もう一度お願いできますか、すみません。

（発言する人あり）

○副議長（井田 孝） 暫時休憩。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

○副議長（井田 孝） 再開します。

答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） すみません。お答えいたします。

すみません。ちょっとお答えになるかどうか分からないんですけども、売買価格と、あと固定資産の評価額というのは、ちょっとやっぱり違う部分がございますので、先ほどの負担金を払っている、払ってないという場合につきまして、評価額自体については、同じような形で評価の一要素としているところです。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 基本的には土地についているということで、分かりました。ありがとうございます。

最後に、下水道のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

たしか、今回も前回も戸村議員のほうで、下水道のどのぐらいの寿命があつてということで、もちろん延命化、私も下水道が悪だとは言いません。仁玉川とかですね、水質浄化にかなりの効果があつたのかなというふうには理解しております。

しかし、今、国のほうもどうでしょう、下水道から合併浄化槽へ切り替えていこうという話も出ている中で、例えば、今、幾ら延命化してもいずれはやはりある。その部分に、例えばどういうふうな状況で、例えば更新なら更新だと、切り替えるなら切り替えると、そういったものに対して今からもう準備していかなかったら、そう急にはできるものではないと思うんですが、その辺のお考えは今、下水道課としてお持ちでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） お答えします。

ご心配ありがとうございます。下水道施設、管路につきましては現在耐震化計画、ストッ

クマネジメントに基づきまして、耐震化と老朽化対策を計画的かつ効率的に実施いたしまして、コストの削減、長寿命化を図ることを進めてございます。そして、昨年度改定いたしました経営戦略においても、今後の経営に際しまして料金改定を視野に入れた上で長期的に収支の試算を行いまして、将来にわたり安定的に事業を継続していく計画を目指しております。

それで、国におきましては、今後広域連携の推進、また人口減少による下水道区域の見直し、こういうものを踏まえまして下水道法の改正、こういうことを令和8年度で予定されております。本市の計画におきまして、今後の国の動向を注視しながら、経営維持の最適化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） あともう一つ気になるのは、これはもう松木議員からも何回か質問ありました。飯岡の下水道施設なんですが、今この下水の処分については当分やめないということでした。旧旭市は税を負担して下水を処理している。片っ方は市のお金で処理をしている。こういうことでやっぱり不公平は出てこないんでしょうか。例えばそれに伴って、この地域に対して、これ合併浄化槽の普及率なんていうのもやっぱり幾らか取るべきではあると思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田 孝） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○副議長（井田 孝） 再開します。

答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 飯岡地域の合併浄化槽の普及率ということでございますけれども、すみません、うちのほうで把握しておりません。申し訳ありません。

萩園の排水処理場につきましては、今後、地域の今の排水を受けている状況なんですけれども、水質等を勘案しながら、続けていくのか、やめるのかを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 分かりました。たしか松木議員の答えだと、やめないということだったと思うんですが、そういうことであれば、またそれに対しての返事をいただきたいというふうに考えております。

大変いろんな厳しい、なかなかお答えにくい問題ではございましたが、執行部におかれましてはよく精査していただきながら、いい方向に向かっていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

◇ 戸 村 ひ と み

○副議長（井田 孝） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（3番 戸村ひとみ 登壇）

○3番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

今回私は、一般質問で水産業の振興と発展について、大きい項目1ですね。大きい項目2、学校教育の充実について、3は子どもたちの活動に伴う安全確保についてを質問いたします。

今朝の日経新聞1面のコラムの「春秋」、読まれた方もいらっしゃると思います。結果は引き分けだが格上のオランダを相手に日本代表は初戦から善戦してみせた。オランダで天皇・皇后両陛下も国王夫妻とテレビで観戦したそう。応援タオルを首にかけた写真に、一番必要なことは国民と共にある皇室、国民の中に入っていく皇室であること、という若き日の陛下のお言葉を想起する。分断をあおる物言いが内外で目立つ今、こうしたつながりの連鎖を知ると救われる思いがする。

この天皇・皇后両陛下がいよいよ来年、旭市にお越しになります。それで私、1の水産業の振興と発展についての中で、天皇・皇后両陛下がお見えになる予定なんですけれども、

（1）全国豊かな海づくり大会について、質問いたします。今年度、プレイベントの実施も予定されていますが、現在の進捗状況と国・県との連携について伺います。1回目の質問は、本大会の開催に向けて、現在の進捗状況をお伺いいたします。

（2）です。全国豊かな海づくり大会終了後の九十九里ビーチラインを軸とした観光整備

について、どのようにお考えなのか、市の見解を伺います。1回目の質問は、過去に旭市観光物産協会が観光ツアーを催行したと思いますが、こちら、どのようなツアーだったのか。ビーチラインの観光整備にかなり大きな役割を果たすと思いますので、お願いいたします。

(3)です。海業の計画が策定されましたが、現在の進捗状況と今後の予定について伺います。1回目の質問は、改めて海業の概要を伺います。市民へも公開されております概要をお願いいたします。

大きい項目2です。学校教育の充実について。

私は、旭市に来て2匹目の犬を飼い、この間に子犬が5匹生まれました。また、私は海っぺりに住んでいますので、除草剤をまくと海を汚します。草刈りを人間がするには夏が暑過ぎます。そこでヤギを飼うことにしました。そのヤギたちの中には、今3代目がお腹にいる子がいます。満月当たりに生まれるだろうとヤギの先生の見立てですので、あさって大潮あたりかなと楽しみにしています。

私は、旭市に来てから新しい命が生まれる場面に2回も立ち会うことができ、そして今また新たな命が生まれる期待の中にいます。旭市に、そして飯岡に来なければ一生こうした経験はできなかっただろうと、この境遇といいましょうか、縁といいましょうか、本当に人知を超える力に心から感謝しながら旭ライフを楽しんでおります。

一方で、この旭市には人の命を支えるための、つまりなりわいとして扱われる命もたくさんあります。旭市の産業振興のためにはなくてはならない命です。こうした様々な命に囲まれ、新たな命として生まれてきた旭市の子どもたちにとって、まずは命の大切さを知る、そのことこそが一番大切なことだと思います。

そこで、(1)児童・生徒が現代社会を生き抜いていくためには、命の大切さを知り、生きる力を養うことが必要であると考えます。本市の未来を担う子どもたちの育成に向け、命、食、環境、防災、ふるさと、そして公民教育といった多角的な学びをどのように推進していくのか伺います。1回目の質問は、いのちの教育について、学校ではどのようなことを教えているのかお願いいたします。

大きい項目の3です。子どもたちの活動に伴う安全確保についてです。

旭市では、今後、学校統廃合や部活の地域展開によって子どもたちの活動範囲が大きく変わっていきます。子どもたちがどのような環境にあっても、子どもたちの安全環境を担保していかなければならないと思っております。

そこで、(1)放課後児童クラブや部活動展開、放課後等デイサービス等において、交通

事故や食中毒等の不測の事態が発生しないような対策や、発生してしまった場合の責任の所在について市の見解を伺います。1回目の質問は、放課後児童クラブにおいてです。放課後児童クラブにおいて、交通事故や食中毒等の不測の事態が発生しないよう、どのような対策を取っておりますか、お願いいたします。

以上、1回目です。

私は持ち時間60分、答弁も合わせて60分ということになっておりますので、有効活用いたしまして目いっぱい質問していきたいと思います。簡潔なご答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農水産課からは、1の水産業の振興と発展についての（1）と（3）についてご回答いたします。

まず、（1）の全国豊かな海づくり大会の現在の進捗状況についてです。まず、この大会は県が主催をするものです。その上で令和8年3月27日に、第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会の第2回会議が開催され、市長も大会の副会長として出席し、大会の基本計画が策定され、千葉県大会の開催日、1年前に開催するプレイベントの開催日、大会テーマ、コスチューム、放流魚、お手渡し魚などが決定しています。

この千葉県大会は、令和9年11月14日の日曜日に開催され、式典行事が市内の東総文化会館で、放流行事などが銚子の漁港で行われます。また、大会の1年前に行うプレイベントは、本年の11月1日の日曜日、銚子漁港で、海上歓迎パレードや稚魚の放流などが行われる予定です。そして、現在は県の実行委員会において、大会の実施計画や宿泊・輸送計画に関する委託などの準備、安全対策、警備などについての検討が進められております。

続いて（3）の海業の計画です。海業のまず概要についてご回答申し上げます。

旭市の海業は、飯岡地域の自然環境や観光・農業などの多様な地域資源を生かしつつ、民間活力の導入による飲食・物販施設の整備、漁業体験、マリンレジャーなどの取組を推進することで、水産物の高付加価値化や漁業者の所得向上、地域全体の活性化を図ることを目的としております。

また、飯岡漁港は、第3期旭市総合戦略において新たな魅力や強みを創出し、他の地域にはない価値を旭ブランドとして磨き上げるとともに、発信する役割を担っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それでは、私のほうからは大きい質問の１の（２）過去に旭市観光物産協会で観光ツアーを行ったが、どのようなツアーであったかということにお答えいたします。

観光物産協会からの聞き取りによりますと、観光物産協会が実施したバスツアーは、令和４年度に二つのテーマで合計３回実施されております。一つは、「あさひの魅力に触れる地産地消ＢＢＱ＆レザークラフト体験ツアー」と銘打ったモニターツアーで、１０月と１１月に実施されました。内容としましては、ツアー参加者は当日ＪＲ旭駅に集合し、バスに乗車後、市内の宿泊施設で豚革の加工体験、昼食に旭市産の豚肉を使ったバーベキュー、飯岡灯台での観光、市内施設にて豚革のクラフト体験、道の駅季楽里あさひでのショッピングの後、ＪＲ旭駅で解散となっております。

もう一つは、「千葉一族・大原幽学ゆかりの地を巡る地元ガイドと行く！椿海周遊タイムトリップコンテンツ創出事業旭市モニターツアー」です。１月に実施されています。内容としましては、参加者は、当日ＪＲ旭駅に集合し、バスに乗車後、鎌数伊勢大神宮、大原幽学記念館、市内飲食店にて昼食、雷神社、道の駅季楽里あさひでのショッピングの後、ＪＲ旭駅で解散となっております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは項目の２の学校教育の充実についてと、項目３、子どもたちの活動に伴う安全確保について、この２点について初めの回答を申し上げます。

２の（１）の質問で、いのちの教育について学校ではどのようなことを教えているかという質問でございました。いのちの教育は、自分自身や他者の生命を尊重し、大切な命をどのように生きるかを考える人格形成の根幹をなす、極めて重要な教育であると認識しております。各学校では、児童・生徒の発達段階に応じて、道徳を含めた各教科や特別活動の授業等において、命の尊さを学ぶ機会を設定しております。

一例を申し上げますと、小学校４年生と中学校１年生で、自分自身の人権や他者を問わず命を大切にすることについて学習する人権教室を実施していただいております。また中学校３年生では、心身ともに著しく成長するこの時期にある生徒に、心と体の変化に関する正しい理解を促すとともに、自己肯定感の向上や意思決定能力の育成に取り組んでおります。

続きまして、項目３の子どもたちの活動に伴う安全確保についての（１）、初めに放課後

児童クラブにおいての交通事故や食中毒等の不測の事態が発生しないよう、どのような対策をしているかということでございました。

放課後児童クラブでは、児童が安全に過ごせるよう事故防止・事故対応マニュアルを定め、事故を未然に防ぐための職員研修、児童への安全教育、事故が起こってしまった際、被害を最小限に抑えるための訓練を行っています。交通事故に関しましては、放課後児童クラブは、小学校の校舎または敷地内の専用室で実施しておりますので、こちらのほうの想定はございませんが、学校の昇降口からクラブまでの児童の移動、こちらについては支援員が見守りを行っております。

続いて食中毒に関しましては、こちらでも事故防止・事故対応マニュアルに基づきまして、テーブルの消毒、食事前の手洗いの徹底といった衛生管理を行っています。1日保育の日に児童が持参するお弁当につきましては、中身が傷まないように保冷をしてもらいまして、室内温度に留意しながら管理をしております。今年の夏からは、お弁当の配達サービスも民間のほうで実施する予定となっております。こちらにつきましては、委託事業者並びに調理業者のほうと連携しまして、食中毒防止に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

それでは、大きい項目の1の水産業の振興と発展についての（1）の2回目です。

市長に、前回ですね、献上品のことを私お願いしたんですけれども、献上品ってどのようなにして献上できるのかとか、旭市には世界的に有名な芸術家もいらっしゃいますしということで、市長にお願いしますってお願いしたんですが、市長は大会の副会長にもなられていきますので、ちょっとその辺のルート、きっと調べてくださったのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） この件は私のほうで確認を取っておりますので、私のほうから回答いたします。

まず、天皇・皇后なんですけれども、あくまでもこれ決定するのは国際情勢であったり、県のあるいは警察の警備の計画を聞いたり、それから天皇・皇后の体調面もあると思います。その上で最終的に、直前に来るか来ないか決定されるものでありますので、まだ来るか来な

いか決まったものではございません。

その上で献上品なんですけれども、まずこの基本として、献上品は都道府県知事から行うものであります。事前に宮内庁に相談し、了解をいただいた上で実現するものでございます。本大会は千葉県実行委員会が中心となり事業を進めておりますので、このご意見は伝えてまいります。よろしくお願いします。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 知事が行うということなんですね。先日、私、ビワ、食べるビワ、あれがたくさん取れるところの、献上品として選んでいるというその写真と記事を読んだんです。これ、じゃ知事が選ばれているんですかね。この全国豊かな海づくり大会ということで、知事が選ばれるということなのかな。

では、それで天皇・皇后両陛下がお見えになるかどうか分からないから、知事のほうにお願いしてくださるのはしてくださるがということだと思うんですけれども、芸術作品にしろ、そういった、旭市にはとてもおいしいものもたくさん取れますのでね、そういったところの引き続きよろしくお願いします。

で、この大会において、これはちょっと国または県とどのような連携というのをお聞きしようかと思ったんですけれども、今の感じぐらいなのかな、ちょっと一応お伺いしておきます。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 連携ということで。本市では、実行委員会や県の担当課と連携しまして、大会を盛り上げるために、まず市職員を県に研修生として派遣しております。これにより情報連携を行っております。また、大会に向けた機運醸成を図るため、来月、7月6日、これは平日の月曜日なんですけれども、飯岡小学校の児童を対象として、全国豊かな海づくり大会の目的などの説明や、九十九里浜周辺の海洋学習、ヒラメの放流を行うイベントを県と連携して行う予定です。

またその他、あさひオータムジャンボリー、旭市産業まつりなどの市のイベントにおいても、県と連携して大会のPRを実施する予定でございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

7月6日、飯岡小学校で、素晴らしいですね。これ、子どもたちも何なんだろうと思いがらそこで学習して、この全国豊かな海づくり大会を通して、自分たちのふるさとのことをよく知ることになるのではないかなと思います。素晴らしいと思います。ありがとうございます。これ、行ってみてもいいですか。大丈夫ですよ。いや、いいです。後で聞きます。すみません。

それでは、(2)の全国豊かな海づくり大会終了後の九十九里ビーチラインの観光整備ですね。こちら令和4年度に二つやられたということで、二つ、3回にわたってやられたということで。ビーチラインのほうの観光ということではバーベキュー、そしてレザークラフトから灯台に行ったり、そして道の駅で買物ですか。その辺りのところ観光バスが巡ったということで、ちょっと理想的って思うわけです。

もちろん、大原幽学のほうも旭市が本当に誇るといいでしょうか、大切にしている大原幽学先生の足跡とかそういうのを回ってということで、とても素晴らしいツアーだったのではないかなと思うんですけども、私は、今回はちょっと九十九里ビーチラインのほうに限定しておりますので、こちらのツアー、これちょっと細かく教えてください。バスが何台で、どれぐらいの予算がかかって、実際に今度同じようなルートを回すとしたら、ちょっと課長では調べられないかも分からないんですけども、どういうふうなことができるのかなというの、ちょっと教えてください。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それではこちらのほう、物産協会から聞き取った答えの範囲内でよろしいでしょうか。

まず、このツアー自体は観光庁が募集をしましたツアーでございました。それで、このツアーには国の補助金のほうが出ておりまして、両方のツアーとも一応総事業費は700万円となっております。内訳としましては、総事業費700万円のうち600万円は観光庁からの補助金、残り100万円は観光物産協会の事業費。こちらが、先ほどちょっとタイトルが長かったので、今後はちょっと短めに言わせていただきたいと思いますんですが、まずBBQ&レザークラフト体験ツアー、こちらのほうが総事業費700万円のうち600万円が観光庁からの補助金、残り100万円は観光物産協会の事業費からの支出となっております。

もう一つ、椿海の周遊ツアーと略させていただきますが、こちらは総事業費700万円のうち600万円は観光庁からの補助金、残り100万円は観光物産協会と連携して、このツアーを実

施した事業者が負担してございます。

補助金のほうなのですが、500万円までは10分の10、500万円を超える部分については2分の1国が補助してくれると。上限としては1,000万円ということになっておりますが、総事業費は700万円以上の取組であることというような形になってございます。

こちらのほうなんですけれども、そもそものこの事業としましては、目的が、当時コロナ禍で疲弊した地域経済を支える観光の本格的な復興に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るという目的で行われておりますので、実際、多くの民間の企業様と協力しながら、こちらのほうはつくり上げたようなツアーとなつてございます。

実績のほうもお伺いされていましてでしょうか。実績のほうなんですけれども、こちらのほうがBBQ&レザークラフト体験ツアーは1回の定員が15名に対して、10月の参加者は9名、11月は7名でした。椿海周遊ツアーの実績は、定員20名に対し参加者は20名でした。バスの台数ですけれども、こちらのほう両方とも1台ずつと聞いております。

今、同じ内容のツアーをやってどれくらいかかるかというのは、ちょっと分からないというところでございます。よろしいでしょうか。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

700万円って私、観光物産協会の総会のときにも、その金額伺ってすごくびっくりしたんですよ。700万円のバスツアーっていうのがどれぐらいの方が参加して、どういう効果があったのかなというのを考えたわけです。

それで、これが本当に国の補助金、それから観光物産協会から出してしているといっても、観光物産協会に市がお金を出していますからね。ほぼ全てが税金です。私たち国民が払っている税金ね。それと、あとは国のほうからということだったら、次世代に負担させるようなものも入っているかも分かりません。それを700万円使ってツアーを組んだわけですから、ぜひとも効果を出してほしいなっていうのと、それを今後、このビーチラインあるいは、今回私はこのビーチラインに特化しているんですけれども、椿海のほうの観光とかにもぜひとも生かしていただきたいという思いで聞いてみたんですけれどもね。

これはその後、令和4年にやられましてそれはコロナ禍でした。コロナ禍から今度、経済回復しつつある中での旭市の観光に、これ何らかの形で生かしていってほしいなと思ってます。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） では、こちらのツアーのほうなのですけれども、効果ということで。まずBBQ&レザークラフト体験ツアーのほうですけれども、このツアーで実施しました旭市産の豚革を使った加工体験、それからクラフト体験。こちら、このツアー以降も旭市で体験できる観光のプログラムということで、イベント等で定着しております。また、県主催の観光商談会等で、魅力的な旭の観光素材として積極的にPRさせていただいております。

また、このツアーがきっかけとなりまして、市内で撮影されたドラマの中で、豚肉料理を提供する飲食店が取り上げられたと伺っています。ドラマの反響はとても大きく、ドラマを見て旭市を知ったという市外の方も多いですし、現在も作中に登場した飲食店へ、この豚肉料理を目的に訪れる方が市内外問わずに絶えないと伺っております。

椿海周遊ツアーのほうですけれども……いいですか。

（発言する人あり）

○商工観光課長（加瀬弓子） そうですか。こちらも充実しておりました。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

やはり、税金を使うからには費用対効果というのを一番考えなければいけない。皆さんが、払いたい人ばかりではない、払いたくない人のほうが多い中での血税を使っているわけですから、それを700万円も使っているってことなので、これは、ぜひともそのフィードバックに期待して今後に生かしていただきたい。

これを商工観光課のほうでもやっぱり、バス旅行会社だとか、そういうところに提案して売り出していただきたいというのが——これ観光物産協会の仕事ですかね。それをお願いしまして次にいきます。

今度、潮騒ホテル周辺の整備のことです。

やはりビーチラインの観光に欠かせないのが潮騒ホテル周辺だと思います。今はサーファーが使っている、私も何回も行ってはいますが、潮騒ホテルの前のあそこに、今朝もいっぱいサーファーがいました。無料のシャワーをじゃんじゃん使っておりました。そこを見ながら私は議会に出かけてきましたが、その潮騒ホテル周辺の一体的な整備が必要だと思います。潮騒ホテルの賃貸借契約、期限が迫っていると思いますけれども、今後の計画、どの

ようになっていますでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それでは、いいおか潮騒ホテルの土地建物使用貸借契約期間は、平成27年1月22日から令和11年3月31日となっております。本契約での期間満了による土地建物の使用貸借の終了が基本であるものの、市と借受人との間で新たな契約を締結することは妨げるものではないと、契約のほうにございます。このことから、市では昨年から現在の借受人に対して今後の意向について聞き取りを実施しています。

一方で、当該施設の老朽化は事業継続を検討していく上で懸念事項でございます。市としては、引き続き現在の借受人の意向も確認しながら、本施設の在り方も含め様々な観点から検討を行い、今後の方向性を決定していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 先ほども言いましたが、潮騒ホテルの前の駐車場と、そこに無料のシャワーがあるんです。市は、市民向けには水道の基本料金を2か月間ですか、免除するという事で、これも血税から割いておりますけれども、サーファーにはこのまま無料で水を使っていた続き続けるのかというのが、私は非常に問題だと思っております。

あの辺一帯、駐車場も有料にしたほうが市の収入になると思いますし、あと、潮騒ホテルの隣の空き地、夏祭りのときとか花火大会のときとかに使っている。それ以外には草生やしています。あの辺りとか一体的に開発することで、市もこれから先、それこそ債権も随分ありますし、いろんな意味では、もっと収益が上がることをやっていかなければいけない、持続可能のために。そう思っておりますので、あの辺の開発が非常に肝になると思っております。

そのためにはやはり潮騒ホテルが肝になると思いますので、これが借受人の事情のことではなくて、やはり市側からどうしてほしいとか、今後……ちょっと例を挙げてみますと、亀の井ホテルさんとかすごいんですよ、稼働率が10月、11月でも本当90%台すごいです。きちんと整備さえすればとても需要は多いと思われます。ですから、市のほうでもそのあたりのところを参考にしながら、九十九里ビーチラインの観光整備の肝である潮騒ホテル、そしてその周辺の整備ということを考えていただきたいんですけれども、それからもう1点、シャワーの無料はあれか、でも一体的な整備の中で考えていただきたいと思いますが、どう

でしょう。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） 議員がおっしゃいますように、いいおか潮騒ホテルが市の観光に与える影響というのはとても大きいと思っております。飯岡エリアのブランド力の向上に向けた役割も担っていると考えております。

それも含めまして一帯の、今おっしゃられた整備につきまして、こちらのほうも、先ほどおっしゃいました借受人の都合ではなく市として、早めに何かしら方向性を持ちなさいよということですが、現在、市のほうも経営を継続する場合、それからそうでない場合を、それぞれ考えられるケースを想定しながら検討を、課レベルではございますが進めてございます。

いずれにせよ、現借受人との協力の調整ですとか、庁内の関係各所と意見を交換するなどして、慎重に検討を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） よろしく願いいたします。

次に、千葉県が新たな地震被害想定、これを出しました。このことを受けて、昨年度から始まりました海岸減災林の整備、これに影響がありますか。教えてください。今年度もまた何月に植えるのかとか、そのあたりもお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今般、県が公表した新たな地震被害想定調査結果では、房総半島東方沖で巨大地震が発生した場合の想定として、本市における最大津波水位は7.3メートルと示されましたけれども、これに伴う県の防潮堤かさ上げ整備及び本市の海岸減災林整備事業計画については、いずれも現在のところ見直す予定はございません。

また、本年度は年明けの3月、年度末ですね、3月に予定をしております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 年明けの3月ね。ついこの前まで草ぼうぼうで、苗が本当に草の中に埋もれていまして、あれたしか3,000本植えたんですけど、今何本あるか分からないですけども、今度年明けの3月に植えられるときには、そのあたりの今までの苗の状況とかをちゃんと確認して、植えられるのであれば植えるという。3月まで時間がありますから、計

画の見直しとかも考えていただきたいと思います。

(3) にいきます。海業の計画です。これまでの取組を伺います。視察場所ですね、お願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） これまでの取組と、あと視察先、場所だけですね。視察としてはまず、令和7年8月29日に、県内の内房から外房の漁協や直売所などの施設を視察いたしました。それぞれの事業者からの取組内容についても説明いただいております。

また、これ別に事務局レベルの視察なんですけれども、昨年8月4日、5日に、海業の先進地である伊豆方面の西伊豆町にて、海藻の養殖や漁協の直売所の運営、漁港管理の手法などを視察しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。すみません、ちょっと時間の都合上。

内房から外房、そして西伊豆町とかを視察して回られたということで、事業が実際に開始されるまでのスケジュール、お願いいたします。もうおとしになると思うんですけれども、最短で5年と言われていたのが、今度オープンというのは一体何年後になりますか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 旭市が作成した旭市海業推進事業計画に基づいて、千葉県が令和9年10月までに、まず漁港施設等活用推進計画を策定します。その後に県が事業者を公募する形。応募事業者から提案される事業計画の内容等を審査し、事業者が決定することになります。

この漁港施設等活用推進計画の策定に当たり地域の意見を反映するため、地域審議会に意見を伺うことを予定していると聞いております。この公募期間を経て、事業者は令和11年9月までに決定することを想定しています。

最後に、事業者が決定した後、事業開始に向けた工事を実施することになり、工期を約2年と想定しています。結果、開業は令和13年度末を予定しています、早くて。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。14年3月ですよ、13年度末という。ということは

今8年でしょう。ええっ、ということなんですね。じゃ、5年どころではないですね、もっとかかりますね、オープンっていうと。分かりました。

でも急いでくださいといっても、民間感覚だとこんな先のことみたいに思ってしまうわけです。でも急いでくださいといっても、県主導ですもんね。なかなか市が思うようなわけにはいかないということです。分かりました。ちょっと気の遠くなるようなスパンだなっているのを感じました。ありがとうございます。

川場村のこととかを提案しようと思っていましたけれども、随分先のことになりそうで、県のことですので。

続きまして、大きい項目3でいいんでしたよね。あれ、2でしたっけ。

○副議長（井田 孝） 今、1の3。

一般質問は途中ですが、午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時20分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の一般質問を行います。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、いのちの教育についてご答弁ありがとうございました。

いのちの教育、人格形成の根幹をなすということで、1年生、4年生、人権教室とかいろいろ、ちょっと書き取れていない。体験学習なんかもやっていらっしゃると思います。そんなところで詳しく聞いていきたいんですが、時間の都合上、いのちの教育に、学校教育にしましては私ずっと聞いていきたいことなので、フィードバックのことやら何やら、次回お願いいたします。

次の、命の次です。食育、全ては命の学習から派生していることですが、食育についてです。食育で考えなくてはいけないことは給食残渣、こちらいつも委員会でもしつこいぐらい言っているんですけども、給食残渣、食べ残しを減らす取組というのを教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 給食の食べ残しを減らす取組としましては、まず給食を残さず食べてもらえるように、毎月献立の改善を行っております。毎日学校ごと、料理ごとに残菜量を記録しまして、食べ残しの原因を分析しております。また翌月以降の献立づくりに、それらを反映させております。

残菜が多い食材につきましては、味つけや調理方法を工夫して、残さず食べてもらえるような献立に改善しています。献立のほうは、給食に関する興味関心を高めるために、特色あるものとして、毎月和食の日、ものがたり給食、千産千消デー、鉄人給食といったイベント給食のほうも実施しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。以前残渣のことをお伺いしたときにパーセンテージ、私の記憶では16.3%と言われたような気がするんです。すると食材の値上げも伴い、月に3,000万円とおっしゃいましたか、月に500万円ぐらを残している計算になると私計算したんですけれども、それを捨てているのが、乾燥させて、ごみ焼却するというようなご答弁だったと思うんです。ぜひともここは取り組んでいただいて、何しろ命をいただいているわけですから、給食で。旭はその命をなりわいにしている方が多い。そんな中で食べ残しがこんなにあるということに私は衝撃を受けました。

メニューの工夫だとか、あとイベント給食にするとか、そういうのも大事ですよ。ただ、そこまで子どもにおもねらなくても、ちゃんといのちの教育をすれば、残渣は減っていくものだと私は考えております。ということで、細かいところはまた次回も、これテーマですのでお聞きしたいと思います。

環境教育についてです。3Rのどうのこうのとか、リサイクルの重要性とか、昨日もどなたかの質問のご答弁にありました。そのあたりのことを教育していらっしゃるんだとは思いますが、お願いいたします。環境教育です。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校におけます環境教育の本質は、こちらは自分たちの選択や行動で未来の地球環境は変えられるという希望と当事者意識を育むことだと認識をしております。市内の学校では単に環境問題の知識を学ぶだけでなく、身近な環境課題への理解を深め、主体的に行動できる子どもを育てるための実践に取り組んでおります。

例えばペットボトルキャップの回収や古紙のリサイクルなどによる資源循環など、ごみ問題にアプローチしている取組がございます。またゴーヤやキュウリの栽培によるグリーンカーテンの設置などエネルギーの節約に取り組んでいる学校もございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。ペットボトルの回収とかグリーンカーテンとか、いろいろ学校現場では取り組んでいらっしゃる。実際そういう取組をやって、子どもたちってどういう感想を持ったのかなとか、どれぐらい地球環境に対する知識が深まったのかとかいうことをちゃんとフィードバックで捉えていらっしゃると思いますので、そこをまた次回に詳しくお聞かせください。お願いいたします。

防災教育です。防災教育、いろんな意味の防災ということがあると思うんですけども、海に面しているまちですから津波の被害も受けましたし、そのあたりとか、あと災害というのが、いわゆる災害立国でございますので、いろんな災害がある。それから、旭市で育った子どもが都心に出て行ったときに直下型地震に遭うかもしれないとか、いろいろな意味で防災教育って非常に必要だなと思っております。どういう取組をされていますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 防災教育ということで、防災教育につきましては、地震や津波、豪雨や台風などの自然災害が多い昨今の状況を踏まえまして、子どもたちが自ら命を守る力を育て、日頃から有事に備えておくことが必要でございます。各学校では、年間3回程度の避難訓練を実施しておりますが、その内容は、児童・生徒の発達段階に応じて正しい危機予測能力の習得に向けて工夫して取り組まれております。

また、総合的な学習の時間を活用しまして、地域の危険な場所や避難場所を確認したり、市の作成したハザードマップを読み解き、危険を予測しながらオリジナル防災マップを作成している学校もございます。このほか生徒自らが非常災害時を想定して自主計画避難訓練を実施している学校もございます。

さらに、津波被災を経験した市民による取組であるトリプル・アイ・プロジェクト、こちらと連携しまして、被災当時の経験を基にした講話などを交えて、防災教室を開催するなど他市にはない取組も行われております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。私ちょっと一つ提案があるんですけども、神戸に人と防災未来センターというところがあるんです。私は2回行きましたけれども、物すごく恐ろしい映像というんでしょうか、こういう部屋に入りまして、音もすごいです、映像もすごい。実際に直下型みたいなのが来たときには、こういうふうになるんだみたいなのを体験できるところでございます。

そこにぜひとも子どもたち一回は行って見てほしいなと思うわけです。学校で引率していただいて、今の学校にいる子どもたちって津波も経験しておりませんし、いろんな意味で自分の想像の世界でしか災害というものがありませんので、そうした中でぜひとも神戸の人と防災未来センター、子どもたちには非常に衝撃を持って防災ということに対しての意識が変わってくると思いますので、行っていただきたいなと思います。

あともう一つ、旭市は指定管理でコナミスポーツが入っていると思うんですけども、こちら全国的にいろんな指定管理も受けていますし、いろんな活動をやっていると思います。そんな中でコナミスポーツの学校水泳授業支援というのがありまして、浮いて待つというのをご存じかと思うんですけども、子どもたちが水難に遭わないように、毎年この季節になると、もうちょっと前ぐらいからゴールデンウィークあたりから子どもが川で流されたというニュースが間々あるんですよ。そのたび本当に心が痛みます。旭市の子どもたちが海に入っでそんなことにならなければいいなとか、いつも思います。

コナミはいのちの教育というのをやっています、主に水難事故から命を守る指導、浮いて待てと人命救助——これは救命処置の支援活動——この二本柱でいのちの教育を全国的にやっています。旭市はそれこそ津波の被害も受けております。海辺です。水に触れる機会がとても多い。そういった中で、コナミがせっかく旭市の指定管理とかやってくださっていますので、前者のほうから公民協働というような話もありました。こうしたところでコナミのご協力をいただいて、旭市の子どもたちのために防災教育をやっていただくということをお願いできないか、こちら提案いたします。

それと次、ふるさと教育についてです。どのようなことをふるさと教育としてやっていますか。ふるさと教育というのは、道徳の中で郷土愛ということをお教えているというふうにたしか前者のほうのご答弁のほうであったんですけども、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、ふるさと教育について回答を申し上げます。

本市の教育の大綱にも掲げております「郷土 夢 未来」は、子どもたちがふるさと旭の自然・歴史・文化・産業について学び、地域社会とのつながりを深めながら、それぞれがアイデンティティーを確立し、次世代の旭を担っていく人材へと成長していく。そのための生きる力を育成していこうという本市の教育の基盤でございます。

ふるさと教育の一例として、本市の歴史や偉人についてまとめられた「あさひ輝いた人々」や小学校3、4年生の社会科の授業で本市の特徴についてまとめられた副読本「わたしたちの旭市」を活用した授業実践に取り組んでおります。これらによりまして、子どもたちは本市の現状をより詳しく理解することができるようになり、ふるさとについて深く知り、愛着を深める第一歩となると考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。歴史だとか偉人だとか、そういうのももちろん大事だと思うんですけども、農業の後継者がだんだん減っているとか、漁業に関してもそうだと思うんですけども、そういったところで旭市の産業に特化した教育みたいなものもふるさと教育と直結するんじゃないかと思います。そのあたりのこともちょっとまた次回詳しく聞いていきたいと思います。

次、ちょっと急いすみません。公民教育についてです。

どういったことを学校現場では教えていらっしゃるんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 公民教育につきましては、学校における公民教育ということで、子どもたちが生きていく上で不可欠な社会のルールを知り、自ら考えてよりよい社会をつくり出していく、主権者となるための土台を築いていくものでございます。

小学校ではごみ処理場や浄水場、スーパーマーケット、消防署、警察署などの社会科見学を通して自分たちの暮らしを支える仕事について理解し、社会の仕組みを学びます。特に6年生では、国の政治の仕組みと日本国憲法について学習し、中学校では身近な社会への関心から一歩進み、現代社会の課題について、自分の意見を持つことを目指した授業を行っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。社会科見学とか、あと日本国憲法、大事なことです。あと自分の意見を持つというそういうふうな教育、もうちょっと掘り下げたいので、時間がないので次回にこれもお願いいたします。

公民教育の中でとても大事だと思われませんが、私は税金を納めるというのがとても大事なことだと思います。市としても収税率を上げるとかいうのも大きな課題です。これが子どもの頃から税金を納めることが、自分のその市民としての義務だということを教えることが必要だと思うんですけども、そのあたりのところ、あと政治への関わりについてとかどのように教えていらっしゃるんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 税金につきまして、まずは税金の必要性や政治への関わりというところの中で、小学校6年生と中学校3年生の社会科で学習をしております。市内小・中学校では、社会科で学習するタイミングに合わせて、銚子税務署などと連携しまして租税教室のほうの実施をしております。租税教室はそれぞれの学年に合わせた内容で税の仕組みや使われ方を学習し、税金の社会における役割を知る大切な機会となっております。

政治との関わりというところにつきましては、中学校の生徒会本部役員選挙、こちらのほうを実際に行われる選挙に近い形で実施しておりまして、民主的な意思決定のプロセスや社会参画の意義を学ぶ、そういった機会となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。租税教室とかとても大切なことだと思います。税金が社会にどのように使われているのかとか学ぶというのはとても大切なことなんだと思うんですが、そうすると今度ひるがえって、税金を還元する、分配する側というんでしょうか、こちら市側がちゃんとその辺を子どもたちにきっちり教えられるような立場にならなければいけないというところがあると思います。

昨今、市のトップの不倫とか、つい最近もセクハラ辞職というのを市長がやられたまちもあります。1週間前ですか、復興のシンボル、新庁舎建設でドンと言われる議員が結託して6,000万円をキックバックというニュースもありました。それからおとといです。おとといはどこの県議会でしたか、3年間毎年ハワイに4人ずつぐらい行っていて、1人当たり約300万円を、県のもちろん税金のほうからですよ、出していました。トータルで2億8,000万

円ぐらいがハワイ視察で使われたようです。

そういうニュースがばんばん上がってくると、子どもたちに税金を払わなければいけないんだよと教えてでも、教える唇寒しというんですか、実際問題として私たちは、ここの議場にいる議員も、職員たちも、皆さん税金で、市民が納めてくださった税金で報酬やら給与やらを頂いております。

そういった状況の中でこんなニュースがばんばん市民の中で、ええっみたいに思われるそういう社会だと、子どもたちに教えるとしても、本当にちょっとうつろな感じがするわけです。ですから、そのあたりのところを、私たちも全員がそのあたりのことをきっちり自覚しながらやっていかなければいけないな、子どもたちに教育していかなければいけないなということを、すみません、これは自分への戒めでもあり、そういうことで子どもたちの教育というところで、ぜひともこれをちょっと皆さんに考えていただきたかったということで、このところは2回目これで終わって、いろいろフィードバックとか細かい数字とかを次回には出していただくようなことをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

急いすみません。3回目に触れますね、3分あるもん。

ということは、大きい項目3です。子どもたちの活動に伴う安全確保についてです。

放課後児童クラブにおいて……これ聞きましたね。夏休みにお弁当の配達とかありますので非常に懸念しております。夏がますますどんどん暑くなりますので、食中毒を一番気をつけなければいけない。間違っても本当に大切な命が失われるようなことが、あと健康被害に遭うようなことがないように、重々これは指定管理の方にもお願いして、市のほうの管理もしっかりやっていただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブについては、スクールバスとか将来的には考えられませんか。このあたりのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 放課後児童クラブにつきましては、先ほど回答申し上げましたとおり、各学校の敷地内等で現在運営しておりまして、今後も基本的にはその体制でいきたいと思っておりますので、今のところスクールバスのほうは考えてないところでございます。以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、部活動地域展開において、不測の事態が発生しないように、

どのような対策を考えていらっしゃるかお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 部活の地域展開のクラブの関係になります。運營業務につきましては、民間事業者への委託を予定しております。事業者に対しまして、法令遵守、事故防止、事故対応の徹底を求めまして、そういった事故防止ですとか、事故対応に備えてマニュアルをつくりまして、不測の事態を抑制していきたいと考えております。

食中毒についてなんですが、部活の地域展開につきましては休日の活動ということで、生徒の健康等を考えまして、1日3時間の活動を考えています。そうした場合に食べるということは想定してございません。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。今、地域展開以前に、もう既に地域展開のような感じで、土日でクラブに、サッカーなり柔道なり参加している子どもたちがいるんですよ。その子たちの交通安全、例を挙げますと飯岡のサッカー場、しおさいスタジアム、あそこの前の横断歩道、あそこが非常に危ないんですよ。子どもたちが横断しているときに、物すごく車が走ってきたりとか、そういったときに今後の地域展開した場合において、恐らくそのクラブがサッカーなんかは受けると思うんですけれども、そうしたときの責任の所在とかいうのは、どこにいくものなのかということをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 責任の所在の関係なんですけれども、運營業務につきましては、民間事業者のほうに委託するということで先ほど申し上げました。その際に、契約書等の仕様書に、事故の範囲を規定して詰めていきたいと思います。基本的には活動中の事故につきましては、民間事業者のほうに担うということになると思います。ただ、重大なものとか出ましたら、当然市のほうも監督責任がございますので、対応していきたいと思います。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

(5番 伊藤春美 登壇)

○5番(伊藤春美) 議席番号5番、公明党の伊藤春美でございます。令和8年第2回定例会において、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、3項目、3点の質問をさせていただきます。

1項目め、SAF推進による脱炭素社会の実現に向けて、2項目め、低出生体重児への母乳育児支援の充実について、3項目め、安全で快適な道路の整備についてです。

1項目め、地球温暖化という問題は、私たちの日常生活に確実に迫ってきています。大雨や猛暑、農業被害や漁業の漁獲への影響、これらは人ごとではありません。市民生活に直結するこの地球温暖化対策こそが安全保障、経済、食料、防災といったあらゆる政策課題の土台となります。

本市は2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティあさひを宣言しました。この宣言を市民の暮らしに根差した具体的な行動へと移していくことが大切です。

そこで今回SAF(持続可能な航空燃料)について取り上げます。

SAFとは、家庭から出る廃食用油、使い終わった天ぷら油などですけれども、それを原料として作られる新しい航空燃料のことで、この略したのをSAFと呼んでおります。

これまでごみとして廃棄されていた油が、従来航空燃料と比べてCO₂排出量を大幅に削減できるため、航空分野の脱炭素化の切り札として期待されています。国も2030年までに国内航空会社が使用する燃料の10%をSAFに置き換える目標を掲げております。

私たちが日常的に排出する廃食用油が飛行機の燃料へと生まれ変わる。本市はこの資源循環の仕組みを身近に体現できるすばらしい立地環境だと思っております。廃食用油からSAFへの転換を目指すフライ・ツー・フライ・プロジェクト、また日本航空は「すてる油で空を飛ぼう」というスローガンの下、公共施設やスーパーなどを拠点とした回収ボックスを設置しております。富里市は既に導入しております。脱炭素社会の実現に向け、家庭の廃食用油を回収し、SAFとして循環させる一連の流れを行政の施策として位置づける動きは全国の自治体へ広がっています。

そこで(1)廃食用油がSAFの主要原料として優れていることから、需要が急速に高まっています。脱炭素に取り組む自治体において、廃食用油の回収事業が行われていますが、ゼロカーボンシティあさひを宣言した本市としてもSAFを脱炭素施策の一つとして、政策を位置づける考えはあるか見解を伺います。

2項目め、低出生体重児等への母乳育児支援の充実について、この問題を取り上げたのは、

赤ちゃんがNICU（新生児集中治療室）に入院し、離れたまま毎日搾乳を続けて届けたお母さんから、我が子の命と成長を願いながらNICUへ通い、退院後も長期にわたって続く肉体的、経済的時間のやりくりは心身を消耗させているというお声をお聞きし、寄り添う支援が必要だと感じました。

特に体重2,500グラム未満の低出生体重児、さらには1,500グラム未満の極低出生体重児や1,000グラム未満の低出生体重児——これをリトルベビーと言いますが——この子たちにとって母乳育児は、母乳は免疫力の向上、発育促進、母子の愛情形成において医学的に推奨されており、こども家庭庁においても、母乳育児支援は産後ケア事業の重要な柱として位置づけられています。

しかし、日本看護科学学会などにおけるNICU、GCU入院時の母親を対象とした調査では、母親に極めて高い心理的ストレスがかかり、産後鬱リスクや不安度が通常より有意に高いことが示されています。原因は24時間、3時間置きの搾乳による睡眠不足と母乳量が目に見える数字となってからの重圧のようです。

NICUに赤ちゃんが入院している間は1日に8回から10回の頻繁な搾乳を求められることがあります。搾乳方法による時間の差を比較しますと、電動搾乳器、両方の胸を同時に搾乳できるのがありますが、これは約10分から15分、手動で搾乳する場合は約20分から30分、手絞りでは約30分から40分以上かかります。岡山大学の研究では、搾乳に30分以上の時間をかけ過ぎることは、おっぱいがさらに張る原因や乳頭を傷める原因になり、短い時間で効率よく絞れる電動搾乳器は、おっぱいのトラブルを防ぐ意味でも有効だと発表しております。

1回当たり搾乳時間20分の差を1日8回に換算すると、毎日2時間半以上の時間短縮となり、母親の睡眠と休息を守る上で非常に大きな差となります。搾乳器を利用することは乳房の張りや乳頭トラブルへの対応、母乳分泌の維持・促進に用いられる医療的ケア用具ではないでしょうか。その必要性は退院後の赤ちゃんの哺乳力が育つまでの数週間から数か月、自宅でも搾乳が継続されるケースは少なくありません。

そこで（１）低出生体重児にとって、母乳は優れた栄養と免疫を得る大切なものである一方、母親にとって搾乳は心身の負担が大きいことから、支援策や環境整備ができないか。そこで対象となる低出生体重児の割合を旭市、国・県の比較で伺います。

最後に、３項目め、今年４月道路交通法が改正され、車が自転車の横を通過する際に、十分な間隔が取れない場合は、徐行の義務、安全に追い越すには1.5メートル程度の余裕が必要とされております。違反すれば反則金と違反点数の対象になります。

市内の道路を見ると路肩に雑草が茂り、車道や歩道の幅が実質的に狭まっている。また自転車や歩行者も本来の走行、歩行スペースを失い、車道へ膨らむことになり、事故に巻き込まれる危険性が考えられます。ドライバーも対向車を避けながら、安全距離を確保しようと大きく中央へ膨らまざるを得ない現状があります。特に通学時間帯の危険性をどう評価しているか。

そこで（１）道路の路肩の雑草繁茂により、道路や歩道の幅員を確保できず、車両や歩行者が大きく膨らまざるを得ない状況が生じ、交通事故の危険性を極めて高めている現状があります。このような現状を市としてどのように認識し、除草や予防をしていくのか伺います。

以上、１回目の質問になります。２回目以降は質問席にて行います。執行部の皆様の答弁を期待いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） それでは、環境課からは、１番、ＳＡＦ推進による脱炭素社会の実現に向けて、ＳＡＦを脱炭素施策の一つとして政策に位置づける考えはあるかという質問に対しご回答いたします。

市といたしましても、家庭から出る使用済み天ぷら油等の廃食用油を原料とした航空燃料のＳＡＦが、温室効果ガスの削減効果があり、地球の環境によいものであるということは伺っております。また廃食用油の回収は、昨年に宣言したゼロカーボンシティあさひの脱炭素社会の実現に寄与するものであり、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、２の（１）低出生体重児の出生数と割合について回答いたします。

本市において、出生児の体重が2,500グラム未満である低出生体重児の割合は、令和４年37名、11.3%、令和５年38名、10.3%、令和６年30名、9.6%です。令和６年の千葉県及び全国は9.8%であり、旭市も全国とほぼ変わらない状況にあります。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、３の安全で快適な道路の整備についての（１）道路の路肩の雑草に関する除草や予防についてご回答いたします。

道路の路肩における雑草の繁茂により、道路や歩道の有効幅員が狭まり、車両や歩行者が進路を大きく変更せざるを得ない状況が生じていることは、交通安全上の課題として認識しております。このような状況に対応するため、職員が週2回の頻度で市内の主要な道路のパトロールを実施し、路肩の雑草繁茂状況を継続的に確認しております。

その中で雑草の繁茂により車両や歩行者の通行に支障が生じている箇所を確認した際には、当該箇所が市道である場合は市が除草作業を実施し、国県道の場合は、道路管理者である千葉県へ速やかに対応を依頼しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、再質問させていただきます。

1項目めのSAF推進による脱炭素社会の実現に向けてですけれども、SAFに代替することで最大どのくらいのCO₂の排出量の削減ができるのか伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） どれぐらい削減できるものかというご質問でございますが、石油由来の燃料と比べまして、二酸化炭素の総排出量は最大80%削減できるものと聞いております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 従来の燃料に比べて最大80%もの削減効果があるという大変優れたポテンシャルを持っていることが分かりました。

それでは、従来の化石燃料と比較して、一体どのような仕組みによってこれほどの削減効果が生じているのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） SAFの原料である廃食用油が植物由来でございますが、その植物の成長過程で二酸化炭素を吸収し、炭素が循環をしていることから二酸化炭素排出量の削減効果があるということでございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ありがとうございます。まさにカーボンニュートラルが、炭素の循環が削減の根拠であるという仕組みになっておることです。

家庭における廃食用油をSAFとしての取組、循環教育の観点からも意義が大きく、家庭

で出る油が航空燃料として再利用される仕組みを学ぶことは、子どもたちに日常生活の中で環境問題を身近に感じる貴重な機会となり得ます。成田空港に近いという地域特性からも、航空分野における脱炭素化の動きを理解し、地域として関心を高めていく機会となります。

この点を踏まえ、家庭廃食用油の回収やS A Fへの活用は、本市の教育としても重要な取組と言えらると思います。このことから、子どもたちを含めた市民に周知・啓発をし、一緒に取り組んでいくべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 二酸化炭素量を削減し、地球温暖化防止対策に寄与できるS A Fの事業でございますが、地球環境を考える上で貴重な環境学習機会の一つであると認識しております。市民への周知・啓発の方法につきましては、今後、調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 本市として、S A Fを脱炭素施策の一つとして取り組んでいく場合に、廃食用油の回収はどのように行っていくと考えられるかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 廃食用油を回収し、S A Fにする取組につきましては幾つかあると聞いております。その中で先進自治体等の先進事例を参考にしながら、本市で実現できる持続可能な取組を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 廃食用油の回収は、市民にとって参加しやすい脱炭素アクションです。家庭の天ぷら油が、成田空港が近いから成田空港を出してしまいますけれども、飛び立つ飛行機の燃料になる、そのストーリーは、市民の環境意識を育む強力なメッセージになります。子どもたちにとっても、教科書で言葉を教えることも大切ですが、環境問題、SDGsについても身をもって体験をすることこそ、体験がよい学びであると考えます。市として前向きに取り組んでいただけることを期待いたします。

それでは、2項目めの再質問に移ります。

低出生体重児でNICUに入院中の場合、搾乳器や母乳保存パックは育児用品ではなく、医療的必要物品として位置づけられるものです。購入費用の一部を助成する制度を創設する考えはありますか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 制度の創設について回答いたします。

低出生体重児における母乳の重要性やNICU（新生児集中治療室）入院中の母親のご苦労については、深く共感いたします。医療費助成としては、未熟児養育医療制度や子ども医療費助成制度により、入院中の医療費の多くは公費負担となっております。また出産後には妊婦のための支援給付金制度により、現金給付の形で経済的な支援も行われているため、現時点では費用助成を行うことは難しいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ご答弁にありました未熟児養育医療は、赤ちゃん本人の入院治療費を公費で負担する制度であります。また妊婦のための支援給付金の主な使途として想定されるのは、ベビーベッドやベビーカー、チャイルドシートといった育児用品あるいは産後ケア施設の家事代行、日常の生活費用などではないでしょうか。

搾乳器や母乳パックはこれらとは性質が異なります。NICUに入院中の我が子に母乳を届けるために、お母さんが毎日自宅で搾乳し病院へ運ぶ。これは通常の育児に存在しない二重の負担です。搾乳器と母乳パックは入院中の赤ちゃんへ栄養を届けるための医療補助具であり、支援の対象は母親であるという視点でご判断いただけないかと考えます。

そこで再質問いたします。財政的に費用助成が難しいのであれば、必要な家庭に電動搾乳器を無料で貸し出すレンタル制度はできないでしょうか。市が備品として数台を購入、保有し、必要な期間に現物を貸し出す形であれば、初期投資は最小限で済みます。使い終われば返却され、次に困っているご家庭へ循環させることができる。出生数が少ない本市の実情にも非常に合致した効率的かつ温かい支援策です。

国の産後ケア事業のガイドラインにおける搾乳支援を、国・県の補助金を積極的に活用しながら現物支援という形で実現し、心身ともに極限状態にあるお母さんたちの負担を軽減する環境整備を行う考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 現時点において電動搾乳器の無料レンタルを実施する考えはございません。本市におきましては、現在実施している赤ちゃん全戸訪問、産後ケア事業、オンライン医療相談、伴走型相談支援など包括的な支援体制の充実を図ることで、ご家族に寄り添ったサポートに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 搾乳器などの物的な支援と同様に、重要なのが専門家によるケアです。産後鬱のリスクが高いこの時期に、専門家が家庭に寄り添う心のケアを行うことは、育児支援の継続のみならず、母親の心身の健康を守る上でも不可欠です。

そこで、子どもがNICUに入院している場合の在宅搾乳期間でも保健師・助産師が自宅に訪問し、授乳技術の支援や母親のメンタルケアを行う体制はあるのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 本市では、子どもがNICUに入院中であっても、助産師による乳房ケアや心理的な相談を行う訪問型産後ケア事業をご利用いただけます。また保健師による訪問指導やこども家庭センター「ぽけっと」における保健師・助産師の相談につきましても、いつでもご利用が可能です。今後も保健師や助産師による切れ目のないサポートを通じ、ご家族が孤立することのないよう寄り添った支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ご答弁により、子どもが入院中であっても訪問型産後ケアが制度上利用できることが分かりました。好評であるともお聞きしております。1回当たり1,400円の自己負担が発生するのでしょうか。妊婦のための給付金で出産準備品をするのは皆さん共通です。搾乳器・母乳パックは予期せぬ出費としてのしかかります。ストレスが最小限で、喜びで搾乳に向き合えるよう、前向きに検討していただきたいなと思います。

次の質問に入りたいと思います。

市内で授乳・搾乳のできる施設はどのくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 授乳・搾乳ができる民間施設につきましては把握ができておりませんが、公共施設としましては、本庁舎1階、2階、ハニカムの3か所、おひさまテラス、道の駅季楽里あさひ、県立東部図書館の計6か所がありまして、入り口には分かりやすい表示がされております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 全施設に搾乳・授乳ができる箇所、安心して子どもを連れて外出できるように、しっかり見やすいように表示を掲げていただきたいと思います。また、それが優しいまちづくりにつながりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

結びに、低出生体重児を生んだお母さんは、早く産んでしまったという思いを抱えながら、疲れ果てた体で搾乳を続けている場合があります。その行為は我が子を守るための懸命な医療行為です。市として、その努力を個人の問題として放置するのではなく、公的な支援でしっかりと支えていかなければならないのではないのでしょうか。

最も小さく、最も脆弱な命とその家族に寄り添う施策を積み重ねていくことが大切だと思います。低出生体重児で生まれた子どもたちは、懸命な医療と母親の搾乳という愛情に支えられて育っていきます。その子どもたちが将来本市を担う世代になったときに、小さく生まれても、このまちで大きく育てる、そんな言葉が誇りになる日を目指して、この支援に一歩踏み込んだ、踏み出した支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、3項目めの再質問に移ります。

除草作業は定期的な計画に基づいて行われているのか、それとも市民から通報・要望を受けてから対応することが中心なのか、その実施基準をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 除草作業の実施基準というご質問でした。回答いたします。

市では除草作業について計画的な対策と市民からの通報・要望に基づく対策の両方を組み合わせ実施しており、広域農道や総堀線などについては毎年計画的に草刈りを業務委託にて実施しております。その他の道路につきましては、道路パトロールで確認した場合や市民からの通報や要望があった際に草刈りを実施しております。特に交通量が多い路線や通学路などの主要道路を優先的に随時対応を行っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） パトロールなどを行っているということです。市内の県道や市道や旭市の道路等いろいろと混同しておりますけれども、今はちょうど草もすごく生えている状態で、かなり中央に寄るといような、車を寄せるという状況のところが多く見受けられます。そういう中でしっかりパトロールをし、気づいたところは作業していただきたいなと思っております。

また、繰り返し行う除草作業は、毎年予算を消費し続けなければ根本的な解決にはつながりません。一方除草シートや土系舗装などの予防的対策は、初期費用はかかるものの長期的には維持管理費の大幅な削減につながるのではないのでしょうか。ほかの自治体の実証データで示されていました。さらに苦情対応、職員負担、健康、事故リスクを加味すれば、予防的対策の優位性はより明確になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。市として、雑草の繁茂が激しい路線から順次予防対策へ切り替えていくべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 雑草の予防的対策というご質問でございました。ご回答申し上げます。

雑草の繁茂が激しい路線に予防的対策を講じていくことは、対策初期の段階では有効的な考え方であると認識しております。しかし、予防的対策を講じた場合でも、数年が経過したのちに、道路の表面に風によって運ばれた砂が堆積し、そこに草が生え、再度除草が必要となる事例がございます。また防草シートの場合、めくれや破損といった新たな維持管理の手間が生じる懸念もございます。そのため、まずは交通量が多くかつ周囲からの砂の飛散が比較的少ない箇所から導入を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ぜひ安全のためによりしくお願いいたします。

次の質問です。路肩の雑草など道路上の危険箇所を市民がスマートフォンで撮影し、位置情報と共に即時通報できるシステムの導入など検討する考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） スマートフォンで通報できるシステムの導入についてのご質問でした。回答いたします。

現在、市では独自の通報システムを設置しておらず、市道上の草に関する通報は電話が主となっております。その際、聞き取りにより緊急と判断した場合には職員が直ちに現地を確認し、対応しております。現時点ではシステムの導入の予定はございませんが、今後先進事例の調査を行い、システムの構築費用、運用体制、活用状況など課題を整理した上で、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ぜひ前向きによりしくお願いいたします。様々課題は山積しておりますが、今後執行部と議会が共に知恵を絞り、一步ずつですが、確実に前へ進めていくことが大切だと思います。

市民の皆様が、このまちに住んでよかったと心から実感できる確かな施策の展開を心より期待申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（宮内 保） なお、次回17日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分